

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案及び請願に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○三十三番（村田政弘君） 三点ほど、質問をさせていただきます。

予告をいたしておきます。市長の退職金問題を、時間の都合で議案質疑の方にさせていただきますが、担当課に聞きますと、一般職員の退職金と同じ場所に市長の退職金も入れられておる、このように説明を受けたわけでございます。そこで、我々も非常に勉強不足でありまして、過去、先輩からる聞いた話と現実が余りにもかけ離れておるということでもあります。これは現在の市長に責任があるとは言いませんが、るる調べてみますと、類団の中でも高い部分に入る。県下十一市の中でも群を抜いているという資料が出てきておりますが、ずっと以前には退職金を一期ずつ払わずに連結で支払っておったようにあります。それで、私が昭和四十六年に当選した前後には、余りにも問題があるから一期ずつに区切らせた先輩議員から聞いておりましたが、それはそれとして、ちょっと資料を見ますと、大分市、当然県下第一市ですから、給料といいますか、報酬が月額では最高です。パーセントも百分の六十三。ですから、金額的には最高になります。三千四百二十九万余。別府市は、市長の報酬は月額九十七万。かなり差がありますけれども、百分の七十、全国一です。総額にして三千二百五十九万二千元、大分市長とわずかしが違っておりません。他市の市長は、三千万円になっている市長はほかにありません。ちなみに類団を調べてみますと、私の資料の中には三千万円を超えておる市はない、二千万円台である。

そこで、もう今期はすでに終えんに近づいておりますから、とやかく言う気持ちはありませんが、将来、執行部も議会もこの問題に対応する機会をつくりたいという念願から、あえてボールを投げておきたいと思うわけでございます。

九州では、延岡が比較的高い方ですけれども、これすら三千万に届いておりません。あと二千万円台です。こういう内容でございますので、特に議員の各位におかれましては、いろいろ今後勉強してこの問題に取り組むことを期待いたしたいのですが、執行部がこの問題について何か答弁があれば、御答弁をいただきたい。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、市長の退職金の関係でございますけれども、退職金の算定に当たりましては、給料月額それから支給率、そしてまた在職期間により算定されているところでございます。この支給率につきましては、別府市の場合におきましては、先ほど議員の御指摘のとおり百分の七十でございます。他の地方公共団体とも比較いたしますと、百分の七十という

市も実際あるのは事実でございます。この報酬等の内容につきましては、特別職報酬審議会の答申をいただく中で条例を提案いたしまして、議会の議決をいただいているというような状況でございまして、またその答申につきましては、二年ごとに一応見直しを行うべきであるとの見解が示されているのも事実でございます。また、平成九年の見直しの際には、行政改革、あるいは昨今の経済情勢を考慮する中で議員各位並びに三役より改定辞退の申し出により改定を見送ってきたという経過もございまして。そうした中で平成十一年度特別職報酬等審議会を開催いたしまして諮問いたしましたわけでございますけれども、その答申では、改定答申をすべきであるとの意見もありましたが、この現下の厳しい経済情勢というのを考慮する中で見送りの答申となり、現在、平成七年度から改定がされていないというのが事実でございます。

なお、退職金の額につきましては、今、議員が質問されましたように三千二百五十九万二千元で、これは県下の各市では二番目となっているわけでございますけれども、私どもの資料の中で各市の類団都市とも比較をさせていただきました。ちなみに、市長の給料につきましてはの類団との比較をいたしますと、例えば十万から二十万未満でいきますと、最高で百十五万九千元という月額でございますけれども、こういう市もあるようでございます。最低につきましては八十一万という市もあるようでございます。そうした中で人口類団都市の十二万から十四万人を見ますと、これは全国で三十三市ございまして、この中では別府市といたしましては、今十七番目という形をとっているところでございまして、あわせて定員管理の類団都市、これも十二万以上になるわけなのですけれども、これが全国で四十六市ございまして。そうした中で別府市が、この四十六市中二十三位ということで、平均が九十七万五千四百円でございますので、金額にしますと約五千四百円ほど別府市の方が低いというのが給料の平均であるところでございます。

そこで、退職金でございますけれども、退職金につきましては、給料月額と期末手当、これが年間の支給額という形で示されるわけでございます。これに合わせて任期中の総支給額が幾らになるかということで、これは各自治体ともその支給率の取り扱いについてはまちまちでございます。私ども今ある資料でございますけれども、この類団の四十八市の計を見ますと、退職金の金額といたしまして、別府市の三千二百万円を超えている市――別府市におきましては四十八市中三位という状況でございます。そして、あわせて任期中の総支給額にいたしましても四十八市中五位ということで、ちなみに退職金の最高月額が、ある市でございますけれども、三千三百四十三万二千元という数字も出てございまして、任期中の総支給額につきましても、別府市におきましては一億百十五万一千円という数字が出てございまして、最高月額といたしましては一億九百七十三万四千元ということで、約八百万ほど差があるというのが現状でございますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○三十三番（村田政弘君） 資料のとり方が若干違いますから、今の答弁と我々の手元にある資料とは多少表現が違ってまいりますが、問題は百分の七十。ほとんどの市が、百分の五十が大半以上です。そこが一つの問題点であろうかと思いますが、ちなみに別府市の現状がどのようなものであるかということについては、一般質問で提案したいと思っておりますが、御承知のように楠銀天街は「シャッター通り」と言われております。我々が今市内を駆けめぐっておりますが、空き家の多いのにたまがる。これで別府市の固定資産税は十分払われているのかなという心配もしておりますが、これから十年もすればゴーストタウンになるのではなかろうかという危惧をいたしております。ちなみに空き家を数えたことはございませんが、各町内平均して一割五分から二割程度の空き家がある。個人住宅、アパート、マンション、いろいろ含めて空き家が多い。この実態からするならば、もっと市行政全体が忠実に市民に対応する姿勢をとるべきであろう、このように提案して、将来の審議の糧にさせていただきたいと思っております。

さて次にまいりますが、清掃の収集日の変更がっておりますが、よく聞いてみますと、道路方式と町内方式と表現されると思うのですが、道路方式は、清掃車が運行する都合上、大変便利だと思います。町内によっては、幅の広い道路で仕切られた場合と幅の狭い道路で仕切られた町内区別がいろいろありますが、道路方式でいくなれば車の運行は大変いいのではないかなと思います。ずうっと検討した結果、町内に混乱を起こすということで道路方式を町内方式にかえるというのが、今回の改正の根本原因のようにありますが、結果としてこれがいいのか悪いのか、しばらくやってみる必要があるとは思っています。

一つは、効率がいい方法をとるとするのが理想だろうと思っております。それから住民感情、そして費用の問題、いろいろあると思っておりますが、当局の話を聞いた結果、あえて私も追及はいたしません。問題は、各町内に何カ所か何十カ所か掲示板が出ております。何曜日、何曜日、何曜日。少ない町内、小さい町内は何カ所ですが、恐らく大きな町内は何十カ所があるだろうと思っておりますが、自治会長は、「困るがな。掲示板をどうしようかな」。いろいろ意見があります。当局はこれに対して、私が先であったのか、市の説明が後であったのかは知りませんが、不満の声を聞いたから議会で論議をしてみたいという気持ちになったのですけれども、印刷物を全戸に配って啓発する、掲示板については市の方で方策をとるということを一応了としながらも、今後このようなことがちょこちょこ起こらないことを希望して、答弁は要りません。

さて、次にまいります。十日か二週間ぐらい前に、私の方に電話が入りました。これはあるトラブルですが、職員の時間外手当等々に影響するのではなかろうかなと思うのですけれども、その中身は社会福祉課の中の事故というかトラブルというか、あそこはいわゆる国の金、県の金に関連する部署ですから、いろいろ問題があるかと思っております。一つ気になったのは、「選挙が近いから一切口外しないようにという箝口令が敷かれておる」と

という言葉に私は非常に危惧したわけです。担当者に聞いてみると、ちょっとオーバーではないかなというような気もいたしますけれども、ある職員が一電話と実態とはちょっと違うのですけれども、当局は、ある書類を紛失した、それによって云々と。ところが、その職員は、前任地でやはりミスというか事故を出して、そして今回、また若干トラブルが起こった。聞くところによると、休んで今は入院しているとかいう話だが、病気で入院しているのなら結構だけれども、逃避的な入院ならば、これは困ったものだなと思うのですけれども、今、選挙を控えておるためにお互いに神経が高ぶっている。そこにもってきて箒口令を敷かれているという密告というか通報というか、非常に危惧しているので、当局の真相を明確にしていきたい。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、三十三番議員さんが言われました職員のトラブルにつきましては、担当課長より私の方に報告は受けております。書類の不明につきましては、福祉行政の信頼を損なうものということで、まことに遺憾であるというふうに感じております。今後につきましては、再びこのようなことが起こることのないように、担当課長を通じて職員に服務規律の徹底をさせたところでございます。

このトラブルの内容につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま、村田議員さんからこのことの経過を詳しく説明せよということでございましたので、若干経過に触れながら、事実について御説明をしたいと思います。

まず、保護台帳というのは、私の課の場合はありますけれども、このケースにつきましては、新規、昨年十月に新規開始されたケースで、現実的にはほぼ書類がそろっておったのですが、その一部が、本人いわく不明になったということで、係長を通じて私に報告がありました。そして、それが二月十日でしたけれども、休み明けに、まだそれが見つからないということで、二月十二日に私が一先ほど言われました「箒口令」というのは事実と違いますので。実は、わからないのであれば本人だけの責任だけではなくて、みんなでちょっと捜してあげてくれということで、朝礼のときにその身边を、職員皆さんで探してくださいよというお願いをしました。このことが、何か今、「箒口令」という話に結びついたようですけれども、朝礼で私が、もう一度書類が今不明になっておるので探してみてくださいよというお願いをしました。そのことが、まず一点あります。

それと、それでもなお出てこなかったという事実がございましたので、本人から事情聴取をしました。そうすると、一応机の下に置いていた。この物がちょっとわからなくなっているということだったので、本人にその経過を、てんまつ書にしたためていただいて、人事管理の担当課には報告しておりますけれども、どうなったのかというのがはっきりしておりませんので、では、もう一度探そうということで、その日、次の日の五時過ぎに残

っている職員に、悪いけれども、ちょっと手伝って見てもらえんかということでお願いをして、係長クラスで、では、どういう物が、ほかにもなくなっている物があるのかないかというのを調べる必要があるということで調べましたので、そのことが残業ということにつながっているようですけれども、残業というのは、正規の申し出を職員課にしまして、正規の手当をいただいて残業するのが残業というふうに私どもは理解しておりますけれども、そういう事実はございませんので、これはもうぜひ御理解をいただきたいと思います。

それと、あと、過去この職員がどうだったかということについては、過去のことについては、私はちょっとこの場で言及するということではできませんので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○助役（三浦義人君） ただいまの件につきまして、若干のお願いをいたしたいと思いません。

本日は、議案質疑ということの中で、この点につきましてここで御質問をいただいたわけですが、これはまた議長さんの方におかれましては整理をしていただければという思いをいたしているところでございます。

それから、ただいま詳細、内容につきましては、担当部長、課長から答弁をさせていただいたわけでございます。私この問題を考えるときに、「箝口令」という言葉が今出てきたわけですが、今回のケースは非常に双方に人権という問題が絡んでおります。このような問題が外部にいかにして出ていったのか、ここを私どもは行政の担当者としてはやっぱり前向きに考えていかないと、人権が絡むような行政は遂行上問題があるのではなからうかというように思っているわけでございます。そこで、私どもといたしましては、機会あるごとに市の職員に対しまして、守秘義務については十分にそれを守り、さらにその基本は何かと申しますと、やはりそれぞれ人には与えられた立場があり、また人権があるわけですから、この点については十分に考え、行動をとるようというような指導もいたしておるわけでございます。今回も当議員さんの方に、いかなる職員からそのような情報が流れていったのかということ、私どもといたしましては危惧をいたしておるわけでございます。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 三浦助役に一言申し上げます。私は、議長判断として質問を許可しております。今、村田議員さんの問題は、福祉予算の事務取り扱いが適正に実施されているかどうかという質問という判断で私は許可しております。あなたの発言は、議長にとりまして心外であります。

○三十三番（村田政弘君） 議会の中でとやかくの意見が出るかもしれないと思って、私は、事前に議長にもおことわりをしておる。同時に、二十八日の開会冒頭に緊急質問でやるということ、議長に申し出たのです。議長から、まあ、それだけは遠慮してくれ、議案質疑の中でお願いしなさいと言うから、ここでやっているのです。何も私が一般質問と混同

しているのではない。手順を踏んでいっている。あなたたちから注意を受けられるほど、ぼけてはおらんよ。

こういう情報が、プライバシーの問題として外部に漏れたということについて危惧している。危惧するのは自由だけれども、私一人ではないのよ、ほかの人も知っていた人があった。「ありゃっ」と思った。前任課でトラブルを出しているとおまけまでついているけれども、何らおとがめもない。どうなっているのですかと。ただ安心したのは、本人のいわゆる使い込みという面はなさそうですとは言っておった。だから、それはそれとして私も聞く中で安心したけれども、使い込み事件に発展しておると事は重大だなと思ったけれども、それはないようですと。しかし、引っかけたのは、何回も言うけれども、「箝口令が敷かれている」という言葉に私は非常にショックを受けた。開かれた市役所、情報公開を強く言われる中で、そのようなことを危惧しなければならないようなことが役所の中であるとするならば、役所はどうなのですかと。情報公開なんてとんでもないことです。

三浦助役、あなたの答弁をしかと受けとめておきます。終わります。

○三十番（伊藤敏幸君） それでは、若干の質問をしてみたいと思います。

まず、市長の提案理由に十五年度の予算の概要が述べられておりまして、新年度は基本的には骨格予算ということでございますから、ずっと提案理由を読むと、総花的にさまざまな新しい年度における事業の説明がなされております。

そこで、この市長の提案の中から若干質問をしてみたいと思うのですが、まず総合体育館のことについて二ページに述べられています。総合体育館が完成すると。完成した後のイベントについても、それぞれ鋭意誘致活動をやって、全国、西日本、九州規模の大会が二十八決まっておるといようなこと。スポーツ観光の拠点としての施設利用を積極的に図っていききたい、こういうふうに述べられておりますが、この予算書を見ると、平成十五年度には初めて総合体育館の管理運営に要する経費ということも載っておりますし、事件議案においては、要するに規則も定められて、いよいよ十五年度になってこの体育館が、市長にとっては待望の体育館がいよいよ施設の利用を開始するということで、私もきのう前を通ると、最後の追い込みになってきておりますが、これは低迷する別府観光の、大きなスポーツ観光の柱になる。市長が位置づけをするのはよく理解をしておりますが、まず市長がこれだけ述べられておりますから、実質この決まっておる大会について概要を、全国大会の規模とか、そういったものについて教えてくださいませんか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

議員さん御指摘の、スポーツイベントの件でございます。現在二十八件誘致いたしております。その内容でございますけれども、内容につきましては、二十八件のうち千人程度の規模が現在七件、そして現在二十八件のうち大会の開催地補助金というのを出しますが、その分が五百十九万でございます。そして宿泊の延べ数が一万四千三百十八でございます。

大変申しわけないのですけれども、この前、調査会で申しあげました……申しわけありません、「二十八件」というのも、二件ほどちょっとミスがありまして、「二十六件」が本当でございます。それから、その中で現在の延べ宿泊数が一万四千三百十八泊となっております。これの費用対効果でございますけれども、二億五千三百万程度の費用対効果が見込まれるものと考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） そうではなくて、二十八件の中で――今、訂正があったけれども――どういう種目とか、どういう大会とか、市長がここに述べているではないの、全国大会の規模とか西日本とか。例えば、わかりやすく言ったらどういう大会をするのかと。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

それぞれの規模でございますけれども、規模につきましては、県大会、九州大会、全国大会等が入っております。

○三十番（伊藤敏幸君） 内訳を言っているとっておるのではないの、どういう大会があるのかと。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） 申しわけありません。全国車いすのチームバスケットボール大会と西日本の綱引き選手権、全九州の少林寺拳法、それから大分剣道錬成大会、それからスポーツパトミントンの九州支部等々がございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長、これはあなたが市長就任のときから総合体育館をぜひつくりたいと言っておった。わかりやすく言ったら、オープンするときのこけら落としの部分の記念すべきイベント、例えば全国大会の規模といったらテレビの中継が入ったり、どうせやっぱりこれだけ西日本有数の総合体育館というふれ込みのもとのこけら落としに、全国的にやっぱり北は北海道から南は沖縄まで、果ては例えば世界に発信するような国際大会とか、そういうイベントはないのかな、寂しいなという気がするのだけれども、市長どうですか、今の答弁を聞いておって。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

現在、平成十三年から誘致活動につきましては、誘致活動をしているところでございますけれども、うちの職員等がいろんな情報をいただきまして、各種の大会をこれから先も鋭意誘致活動に努力していきたいと考えております。その中に全国規模のものが誘致できればいいなと考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） それはそうだ、あなた。そのために市長が一生懸命努力して、みんな期待しておるわけだろう。そういう例えば誘致の状況が厳しいというのは、あなたたちが一番わかっているではないの。だから準備事務局とか、建設は順調にいきながら具体的にやっぱりこけら落としに向けてのそういう運動を事前に起こして前向きに前向きに取り組んでいくのが、事務局としての役目ではないですか。そうではないの。

○教育長（山田俊秀君） 先ほどのことにつきまして、お答えいたしたいと思います。

こけら落としの件がありましたが、これは大変大きな行事だというふうに私どもはとらえておまして、今、鋭意その、幾つか候補があるわけですが、その中でどれを持っていくかということで検討中でございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 教育長、いいですか、もう具体的に、では総合体育館、オープンはいつするのですか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

七月から一応供用開始ということで竣工式、こけら落とし等につきましては、七月の上旬というふうに予定しております。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、ちょっと七月の上旬と言った。（「はい」と呼ぶ者あり）七月の上旬。七月の上旬まで、今から何カ月ですか。当初は六月と言っておったな。四、五、六、七の四カ月だ。普通だったら例えば別府市、この前、名称も決まったようにありますが、全市民が、また全国に向けてのそういう夢、いわばこけら落としの行事も含めてもう明確に決まって、そして、どうぞ別府においでくださいと。スポーツ関係者は言うに及ばず、全国に誇れる総合体育館であるならばあるほど、そういう事前の取り組みについても、先々の手を打ってびちっと花を添えていくのが当局の役目ではないのですか。今、そういう行事のこけら落としについては検討中、何を考えておるのだろうか。もう一回その辺を明確にしてください。

それから、これはまさに本当に市長の就任からの、私もずうっと、やっと市長が念願の総合体育館だから、相当やっぱり思い入れもあるし、それだけ……。つくる以上はまさに運営面においても経営面においても、それこそ市民に誇れるものでなければならぬ、まさに市長が思っていると私は思う。だからこれまで議会の中でも市長が一生懸命言うように、スポーツ観光のメッカにしたい、拠点にしたいという、そういうのを大体の議員の皆さんは理解しておる。完成した後の管理運営も含めてコスト面における長期的な試算とかそういったものを明らかにしなければいかん。

そこで、順調に建設が推移している中で、もう一回おさらいの意味をこめて、この総合体育館が総事業費が幾ら、今度もまた上がっていますよ、周辺整備の金額が。まさに膨大な公金が投入されて完成しようとしておるわけ。つくればいいというものではない。そこで、総事業費、内訳、起債償還がいつから。毎年それはどのくらい払っていく試算をしておるのか。収入収支のバランスはどうなっておるか。これに対する収入というのは使用料。今度はこれは規則に載っていますよ。市民に利用してもらうなり、大会も誘致しなければいかん。そういう中で、では年間の、一年間の使用料収入、そしてここの管理運営からすべてにかかわる支出にはどのくらいの経費を予定しているのか、その辺を述べてください。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

一点目のこけら落としの件でございます。今、教育長が申されましたけれども、今ある



候補を何件かこちらで精査中でございます。その相手の都合もあるので、その辺を検討中というお答えをさせていただきました。

○建設部長（由川盛登君） 建設費につきましては、当初の計画でございました四十五億の中ですべてを賄うということで今進めておるところでございます。それから、管理費につきましては、年間の維持管理費は一応八千二百万を予定しております。年間の使用料収入が約四千万ということで、それをもとにして今、使用料等の準備を進めているところでございます。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

私の方は起債の償還でございますが、起債の償還につきましては、起債額が、十三、十四年度につきましては決められておりますので、十五年度につきましては、本年度予算を計上いたします。その予定を合計いたしますと、起債額が二十一億七千百万になっております。償還の元利償還金でございますが、三年間は利子だけでございます。そういう中で十五年度におきましては、十三年度と十四年度の分の借り入れの利子一千八百三十万九千円を計上しているのが現状でございます。その後におきましては、三年後につきましては、各年度の三年後につきましては、元金が入ってきて若干ふえるという形でございます。予定といたしまして、十六年度におきましては二千九百七十五万三千円、十七年度におきましては、十三年度の借り入れの元金が入ってまいりますので、十七年度からは六千四百二十八万程度の元利償還金になろうかと思っております。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

先ほど建設部長が申されました金額につきましては通年ということで、平成十五年につきましては七月份開始ということで、残りが九カ月ということでございます。それで、予算書に上がっている分につきましては、年間経費の金額が六千九百万、その歳入でございますけれども、歳入を使用料収入で当て込んでいますが、それが約三千万ということでございます。先ほど申し上げました六千九百万のうちの固定経費、これは利用する、しないにかかわらず要るであろうという経費でございます。これが約三千三百万、それから変動経費、これは受益者が負担することによって生ずるであろうという経費でございます。これが三千万という内訳になっております。

○三十番（伊藤敏幸君） いいですか、こういう部分は公共的な建物については、我々も一面は理解するのですよ。それを承知で総合体育館もやっぱり別府の大きなスポーツ観光の核になるというものを理解した上で論議をしておるわけですが、実質この総合体育館の使用料、収支を見ても、収入の面から言っても、ここでいろんな各種行事を行うことによってその収入がはね返りになるわけでありますから、つくった以上は、いかにこの総合体育館を利用してもらおうかということが基本になってこなければいかんわけだろうが。机上で何ばあなた方が、使おうと使うまいと持ち出す固定経費は、それは一年やればわかるの

よ。ところが収入収支のバランスというものは、例えばピーコンを含めてこれから本当の意味で総合体育館がお荷物にならんように、しっかりとその辺のランニングコストも含めたありようというものをあなたたちが考えておかなければ悪いわけでしょうが。今聞いておったら、あなた、その辺を自信を持って言えるようにしておかんと。教育委員会そのものが、そういう準備事務局も含めて体制や取り組みが十分ではない部分はよくわかるのだけれども、まさにもう目の前に体育館のオープンが近づいてくる中で「お寒い限り」という言葉以外にないな。今度、例えばこの十五年度、これ年間予算にはなっておらんだけれども、持ち出しが年々ふえていくようなことになってくると、市長のやっぱり本意ではない方向に行く可能性があるのではないかと危惧する。

そこで具体的に、例えばこの体育施設については、いろんな意味でこの別府のアリーナは立派なスタッフ陣も含めて、ここに来ると健康増進も含めた一大市民の体育向上の拠点づくりを目指すという位置づけなのか。そうであれば、ここに配置する専任スタッフのあり方をどう考えているのか。例えば、市長もどの辺まで詰めておられるのかわからんけれども、ピーコンの事務局体制を見ても、専従、市の職員の配置とかそういう体育指導員、どういう人数でどういう体制でこの総合体育館を運営していこうとしているのか。ただ、つくったわ、振興センターのような機関に任せてしまおうとしているのか、その辺のあり方をどう考えていますか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

専任スタッフでございますけれども、現在まだこれは一〇〇%の決定事項ではございませんが、現行のスポーツ振興課九名と、あと六名を予定して管理運営に当たるということでございます。合計十五名でございます。また、その中でトレーニングルームには専門のトレーナーを常時一名つけて、そしてメニュー等を各個人ごとにつくっていってもらい、そういうふうな予定をしております。

それから、まず福祉保健部等の各課と協力を取りながら高齢者等の健康対策を立ち上げていこうと考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 今の答弁からいくと、今の教育委員会の中におけるスタッフを兼任みたいな形で、その中から何人かを体育館に配置するというようなことだ。総合体育館ができて、総合体育館事務局なり館長制を敷いて、そしてびしっとした独立的な部分で総合体育館としての事務局体制というものを明確に考えているのですか。考えているとするならば、そのスタッフは、もう間もなくスタートしようとしているのに、この十五年度予算を見ると人件費が全然載っておらんけれども、どうなっているの。これは臨時だけしか載っておらん。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

先ほど申し上げましたけれども、スポーツ振興課が併任するという形で、まだ一〇〇%

の決定事項ではございませんけれども、今のところ体育館の方にもう何人か、全員かが移っていくということで、予算に上がっていないというのは、今までの通常の人件費の枠組みでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長、七月のオープンということですよ。市民の皆さんは大変興味があるから行くのではないですか。本来ならスタッフ制というのは、もう一年ぐらい前からずうっと専任的な部分を決めて、スタートのときにはもう明確にその専門スタッフがさまざまなアドバイスの面も含めてスタートできる対策をつくるのが当たり前ではないですか。今からそういうようなこと、体制をつくるなんて、いいのですか、こんなことで。あなたと話できておるの。（「こういうときこそ助役がちゃんと答弁せんか」と呼ぶ者あり）

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ちょっと答弁が……

○議長（首藤 正君） ちゃんと答弁してください。

○助役（三浦義人君） 答弁がちょっと不十分であったということを私も今反省をいたしているわけでございます。（「だれの答弁が不十分か言わなければ……」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） 静粛に願います。

○助役（三浦義人君） 私どもといたしましては、基本的には現在のスポーツ振興課を中心としたスタッフ、さらに専門的な職員も今回の採用の中で採用予定をいたしておりますので、そのような職員を配置することによって運営をしていきたいというように考えているところでございます。

そこで、彼らの研修につきましても、すでにそういうことを想定に入れながら昨年度から準備にかかっているという点もございませぬので、その点も御理解をしていただければというように思っております。（発言する者あり）

○三十番（伊藤敏幸君） 市長、私ね、何もやかましく言わん。あなたが本当の意味でこれを、井上市政の本当の意味のいわば思いが、あなたの市長としての思いが、もう間もなく完成しようとしておる体制のあり方が、今聞いたとおりですよ。あなたの意気込みからいくと、ちょっとお寂しいのではないですか。幾らの予算ですか、これ。四十五億ですよ。膨大な血税が投資されて、もうこれは失敗は許されん。管理運営のあり方についても、でき上がって、まさに別府で総合体育館そのものがスポーツ観光のメッカとしてあなたが口で言い宣伝し、全国に発信する。そのおひざ元の体制がこういうことでは、とてもお寒い。心配です。だから、例えば経営的な部分も含めていいのだ、もうありのままを言って、市民の皆さん、精いっぱい努力をして体制づくりもこれまでできました、最高の環境の中でスタートいたします、いろんな部分をどうぞ御理解くださいと言って市民にアピールする。そのくらいの意気込みでやらんと、足元をまたすくわれる。もう少し、やっぱりこれ

は早急にオープンにしてください。もう協議の段階ではない、一年前に協議が済んで、スタートしておかなければ。今ごろからメインのこけら落としの行事もわからんようなことでどうなるか。聞いたら皆さんは、こんなことでいいのかと言われるで。市長、後ろを向いてないで、あなたがちゃんとしなければ。

○市長（井上信幸君） 答弁が非常に……、ちょっと奥ゆかしくて前に出ないようでございます。教育委員会といわば建築をした建設部、それと企画等で話し合いをしながら今進めているようです。私が報告を受けたのは、まだ決定的ではないけれども、ほぼ決定するのではないかというのが、こけら落とし当日、有名なバレーの選手をお呼びすると。これはもう教育委員会の方がきちっと言わなければならないのですが、一々私が言わなければならないというのが残念でございます。それからもう一つは、バドミントンで世界的に有名な何とかと言ったですね、その選手だった人をお呼びする。こういうことでこけら落としをやりましょうということになっております。それと七月だったと思いますが、朝のいわば全国向けの体操、これを全国放映でやっていただける。これを体育館で行ったらいかがかな。全市民皆さん方に集まっていただきまして。これも一つの視野に入れているわけでございます。

そういう中で、先ほど課長の方からも言いましたけれども、二十六種目で一万四千数百名という選手団が来て別府で全国大会、西日本大会、それに九州大会をやっていただける。これは七月から三月三十一日までの間にもうすでにこれだけ選手団が集まったということは、大変担当の皆さん方が努力していったたまものだと。普通、最初からこんなに申し込みがないのですけれども、これだけの申し込みがあったということは、本当に注目されてきたのだなと、このように思います。これは担当の皆さん方が非常に努力したということでございます。これにいわば応援団、その他がお見えいただきますから、恐らく三倍ぐらいに膨れるのではないかなということも視野に入れますと、経済の波及効果が随分これであるかなと。まだこれもあと、申し込みが多少あると思います。これからまた毎年行われるいろんな全国大会、九州大会、西日本大会、あるいは県内大会で御利用いただけるし、もうすでに、先のことを言ったらおかしいのですが、二〇〇八年度の大分国体では少年男子のバレー大会がもう決まっておりますし、あの体育館は体操競技ができますので、体操競技も決まっているようであります。こういうことで次々に行政といたしましても手を打っておりますので、この点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

また、あわせてこけら落としの件ですが、内部で皆さん方の話の中で、こういう時世だから余りお金を使わんようにしようではないか、そういうものを自主的にやっていただくような形をとろうではないかというようなことで今進めているようでございますので、この辺、私の報告事項を受けて総合的にお話し申し上げます。よろしく願います。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、市長が胸張って言ったように、自信持ってな。もうでき上

がるわけだから、その辺のところと言えるようなスタッフづくりも体制づくりも、それから当然、財政的な部分も含めて後顧の憂いのないようなスピードでやっていく必要があるなど、このように思います。市長が胸張って言うのと反比例した何か、事務局がちょっとこう……。自信持ってください。立派な建物ができ上がるうとしておるのに。

もう時間がないので次に行きます。これも市長の提案理由の中で、六ページに水道事業における鉛給水管取りかえ工事も含めた一億二百五十万円計上ということで、これは水道局長も市長も、やっぱり市民の生命を守るためのすばらしい英断だろうと、英断と云って、本来やらなければ悪かったことをやっとなり組んでスタートしたということになるわけけれども、こういう部分は市民にしっかり平成十五年度アピールしてください。行政がやっぱり水道事業者としてまさに全国的に先駆けて、先駆けになるかどうかわからんけれども、とにかくやるということで具体的に、これは単年度にとどまらず継続的に当然やっていくものだろうとは理解するけれども、取りかえ工事の基本的な考え方。本年度はというふうなところで、というふうはこの取りかえ工事をやろうとしているのか、わかりやすくお答えください。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃいました件につきまして、年間約五千万で十カ年計画というような形でやっていきたい。そして、場所的には旧市街地をまず第一番にやっていくというような形で今後行っていきたい、このように考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 年間五千万で十年計画。私が質疑する中で、これを総額にすると、全部の今埋設されている鉛を水道局が取りかえるとするならば、総額幾らかかるといふものがこの前答弁で述べられておる。おおむねでいい。その十年計画が完遂することによって別府市内に布設された鉛管の完全交換というものが終了するのか。その辺はどうですか。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

今言われました件でございますが、全体で約三万九千件ということであります。それで、通常業務といたしまして破裂修繕とか本管の配水管布設がえ等に伴います件数が、年間一千二百件前後程度行われるというふうな形から、年間一千七百件ぐらいかえられるのではないかとということで、十カ年で十七億ほどかかって改善をいたしたい、このように考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） これは大変な英断だろうと、市長にも敬意を表する部分があるのですよ。これが今言った部分で、市民に対して十年で鉛管の交換というか、そういったものが完全になくなるというふうに私たちは周知徹底してもよろしいですか。間違いのない答弁をしてください。金額から見て。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

今、局といたしまして行う部分につきましては、公道内が主体でございます。そして、あとの残り、また宅地内という部分につきましては、住民の費用が必要になってきますということで、その部分が残っていくという可能性がございます。

○三十番（伊藤敏幸君） だから、これから詰めていく部分があるわけだな。しかし、基本的には水道局として取りかえの方向で公道部分、これは当たり前だ。私の土地についての同じ工事をするときに連動して、いわば個人負担の部分も含めて取りかえることが一番ベストなのですよというものも含めてPRをしていく必要が当然あるのだろうと、このように思うわけでありますが、これは水道局の直営事業でやるということなのか、その辺。例えば今委託業務をやっているけれども、そういう中でこういう鉛管の取りかえについてはやろうとしているのか。その辺、内部検討はもうできていますか。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

内部につきましては、それぞれ局が発注します請負工事等の部分に給水管の取りかえというような形の中で各戸に説明をしてみたい。こういうふうにやりますので、布設がえをお願いしますというような形等を取りながら、十分住民にアピールしていきたい、このように考えております。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

今、水道局で行う部分というものにつきましては、公道内に布設されております本管から各家庭に引き込んでおります量水器までのこの間、これを公費で行うということで、私ども、この十年計画というものを立てているわけでございます。それで、工務課の配水管布設がえに伴うものが年間二百五十件程度でございます。それから配水課の破裂管、破裂修理等に伴う修理でかえるものが五百件、営業課での給水管の口径、例えば十三ミリを十六ミリにかえるとか、こういうものの給水管の布設がえに伴うものが五百三十件ということで千二百八十件程度年間あると。これは通年行われておる、鉛管の取りかえでございます。それに平成十五年度からプロジェクトで行う取りかえというものが年間五百件ということでございますので、あわせまして千七百八十件ということで、これは一件当たり私どもといたしましては十万円程度ということ想定いたしておりますので、通常業務での取りかえが千二百八十件掛け十方で十二億八千万、それからプロジェクトでの一プロジェクトというのが五百件程度やるものでございますから一五百件掛け十方の十年で五億、合計十七億八千万というのをこの十年間で、先ほど申し上げましたように公道に布設されております本管から各御家庭の量水器までの間、これをかえていこうということでございまして、それぞれ市民の皆様方の敷地内にある管につきましては、この中には含まれておりません、この計算には。

○三十番（伊藤敏幸君） もう時間がないので。局長、水道事業のこれはやっぱり大事な部門なわけでありますから、受益者負担を求めるその対価と言ったら悪いけれども、やっ

と鉛管の取りかえを水道局が十年間で長期計画に基づいてやろうとしておるわけだから、水道料金を市民の皆さんに求めたその部分から、水道局が市民の命を守るための設備投資をやるということをしっかりPRして、水道局の大きな柱に。十年間の事業というのは大変なことなのだから、そういったこともしっかり周知・PRをして、市報にも大きく特集ぐらいを組むぐらい広く、すべて公道部分も個人負担も円滑にスムーズにこういったものが実施されるように協力体制も求めていく必要があるのではないかと思いますので、その辺も抜かりなくやっていただきたいと思います。

○二十六番（内田有彦君） 議第二十七号市有温泉設置等、具体的に言うならば新しい浜田温泉が、いよいよオープンに向けて今建設中ではありますが、それに基づく条例の……（発言する者あり）失礼、堀田温泉。条例の改廃というものをここに提示をしておるわけですが、これについて行政として、私は、これは責任を持って議会に提示が本当にできるのかどうかという危惧を持っております。そこで、これについて、このように議会に提案するわけです。議会の賛同を求め。当然議会が賛同した後、この点については問題点が何ら残らないのかどうなのかという基本的な問題を聞きたい。

まず、その疑問点は、周知のとおりにあそこは自治会総意という格好で観光堀田温泉というものが実はできておるわけですが、それに基づいて現在あそこには堀田東温泉というものがああります。これについては当然、原告団を中心として市行政に対する係争を今行っています。係争中の物件であります。そういう観点からしたときに、この問題についてこの条例を改正すれば、では、今ある東温泉は一体どういうことを施設としてはしようとしているのか。例えば建物の取り壊し、あるいは温泉をあそこに送っているわけですから、その温泉はどうするのか。これが議決すれば具体的にどうなるのか。そういうものも含めて答弁をいただきたい。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

現在の東温泉の件でございますが、今まで平成七年、地元から温泉建設の陳情がありました。それに伴いましたのが、県道別府庄内線拡幅工事ということでございます。東温泉が立ち退きに引っかかるということでございます。そのもとで私どもは地元にも七回ほど、平成十年から地元説明会を開いております。（「経過はいい。経過ではなくて、問題点はないのかということ」と呼ぶ者あり）

○二十六番（内田有彦君） 経過は、もうこの議場で何回も聞きました。地元自治会の総意という格好で、今の東温泉の地域の人たちも一緒に新しい温泉に入ることが自治会の総意だということでしたと、その経過は聞いておるのです。そうではなくして、総意はあったにしても、今現在やっぱり五十人の原告団というものがいて、そして市に対する訴訟を起こしておるのですよ。これは事実ですよ。それについて、まだ係争中なのです。係争中のものをこの議会の中で議員に向かって、これについて賛成をしてほしいというこ

と思うのですね。これは仮に、係争して、結果が出てないのですから、結果が逆に原告団に有利な結果が出たときはどうするのですか。ここで議会の議決を得る。そうすると、そのものが一部このとおりにならんという可能性が出たとき、では、どうするのですかと。あなた方は、議案というものは、本来行政が責任を持って万々遺漏がないという条件のもとで本来議案というのは出すのですよ。ところが、この件は横に火種があるのですよ。たとえば自治会の総意があろうと何があろうと火種があるということは、裁判所が正当性があると認めたから訴訟を受け付けたのでしょうが。それを今、なぜ急いでこの問題を、この条例では堀田温泉それから堀田東温泉と、こういう条例になっています。堀田温泉というのは、これは昔の西温泉のことですけれども、堀田東温泉を条例から外すということです。私が不思議なのは、なぜ今外さないといかんのかと。これが、係争が片づいた後で外しても別に問題はないではないですか。新しく堀田温泉というものを条例に加えるだけで、後は事足りるのではなからうか。その係争の結果によって改めて議会でこれの廃止をする、これがやはり行政として議会に対する責任ある私は提案と思うのです。どうもそのことが納得できんから聞いているのですけれども、どうなのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

今御指摘のとおり自治会の総意ということで、私どもは堀田温泉の建設に取り組んでいるところでございます。この点につきましては御承知のとおりということでございますので、堀田温泉建設につきましては、御指摘のありましたように、私ども行政といたしましては、所定の手続きを踏まえた上で適正に取り組んでいるというふうに認識をいたしております。

なぜ今、係争中であるにもかかわらず廃止をするのかということでございます。この点につきましては、若干建設の目的経過、理由等を説明しなくてはなかなかわかりづらい分があるかと思いますが、私どもといたしましては、堀田温泉は別府八湯の一つである活性化という位置づけのもと、さらには御承知のとおり別府庄内線道路改良工事の対象物件でございます。したがって、これを県道の改良工事に伴いまして移転、移転といいますが、廃止になる対象物件になるということで、道路の敷地内に予定されているものでございます。これが現在、県の方で拡幅工事を行っておりますが、若干おくれておりますが、十五年度には堀田東温泉の建設、現在あります東温泉も対象になる、道路施工の箇所になるということでございます。それが大きな一点目。

さらには二点目につきましては、地元の総意ということで早期完成を望まれているところでございますが、湯量の問題がございます。新しい温泉は、温泉規模が大変大きくなります。量的には約百リッターの湯量が必要となります。現在の堀田温泉には約五十リッターの温泉を供給いたしております。この五十リッターと新たな確保する百リッターでもって新しい温泉に給湯する、こういうことも検討いたしております。



それから、やはり裁判の係争中であるということでございますが、そういうもろもろの事情の中で新しい温泉も完成間近ということで、地元の方も多くの方が早期完成に向けて望んでいるところでございます。

以上のことなどを総合的に勘案いたしまして、今回議案提出ということでございます。

また裁判の今後の推移でございますが、私どもは、それを見守りながら、法律を守るべき私ども地方公共団体といたしましても、判決が出た段階でこのことにつきましては十分対応いたしたい、このように考えております。

○二十六番（内田有彦君） 何というか、本当に今異なことを聞いたのですけれども、判決が出たときに改めて対応すると、最後そう言いましたね。これは、そうしてまた、新堀田温泉というのですかね、堀田温泉。堀田温泉については、あれが入るようになるには、今の東温泉に五十リッターですか、その分も含んで堀田温泉の湯量に充足をすると。ですから当然、堀田温泉はなくさんと、上の新しい温泉は、これは稼働というのですか、入ることができないというようなこと、今そういう答弁も実はしたのですけれども、これは大変問題なのですね。そういうことであるならば、なおさらのことこの議案については私は慎重に取り扱うべきと思います。

実は原告の人たちともちょっとお話をしたのですけれども、この問題は、条例で当然ここで廃止をした場合には、具体的には、では、あの建物それから今流れている温泉、それはどうなるのですか。建物を壊すのですか。あるいは温泉はそのままとめるのですか。それはどうなのですか。

それから、もう時間が余りないからさらに言いますけれども、原告側は、例えばこの条例を廃止しても、すぐ建物の取り壊しの場合、当然仮処分を打ってきます。当然、引湯の温泉に対する供給ストップについても仮処分をしますよ。これはもう当たり前のことですよ。そうなったときに議会で、このものを議員がOKしたときはどうなるのですか。いろんな問題点があるではないですか。ですから、こういう問題は、私は今する必要は全くないと思う。何で後からしないのか。今するということは、逆に私たち議会側にしてみれば大きな迷惑。こんなものは、あなた方で片づけて後からすればいい。

それからもう一つ。「堀田温泉」と書いてあります。これは西温泉を指すのですね、「堀田温泉」というのは。この今の条例では、堀田温泉、東温泉と、二つの市営温泉がここに別表でついておりますけれども、この西温泉なんというのは、これはもう二年ぐらい前からあそこは危険家屋として全然使っていないし、市が勝手に、勝手というのか、給湯は中止しておるわけでしょう。こんなものはそのまま条例の、本来あなた方の趣旨からいったら早く廃止条例を出すべきではないですか。それをそのまま放っておいて、そして新しい堀田温泉ができるために無理やりにこれを廃止しようという、そういう案にしか写らんです、どう考えても。答弁ください。

○観光経済部長（池部 光君） まず一点目の建物はということでございます。先ほどお答えいたしましたとおり、十五年度に県といたしましては山手側を施行ということで対象物件になるということでございますので、来年度におきましては補償交渉に入ってくるというふうに考えております。

それから、とめるのかということでございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、オープンが四月、三月末には完成、四月オープンという予定でございますので、約三億四千万の巨費を投じまして今年度末に完成ということでございます。私どもといたしましては、堀田地区住民も当然入浴するという観点、さらには先ほど申し上げました八湯の活性化というような観点から、給湯は新しい温泉の方に回すというふうに考えております。

それから、最後の西温泉でございます。これにつきましては御指摘のとおり、平成十二年九月に解体をいたしております。と申しますのは湯量も減少し、さらには非常に老朽化いたしておりますので、解体をいたしております。当時、即廃止をすべきところでしたが、今日の東温泉等とあわせて今回条例提案をさせていただいているところでございます。

○二十六番（内田有彦君） 部長、どうもあなたのその話はおかしいのだけれどもね。私が言っているのはあれですよ、東温泉の給湯ですね。給湯量を、東温泉に給湯を切らなくては堀田温泉ができないと、そういう答弁をしたのでしょ。では係争中、片や係争中と。裁判でそれはできないという仮処分をこれは打てるのですよ。だれだって打てるのです。では、打てたときは切ることでしょ。あなたが、あなたたちは。切るのですか、仮処分を受けても。行政がそんなことするわけ。（発言する者あり）そういうことまでして何で私は、今あなたが廃止しようという条例を強行しなければならんのか、どう考えてもこれは、だれが聞いたってちょっとやっぱりおかしいと思います。ですから、新たに東温泉としての条例をするというのはいいけれども、しかし、今ある堀田温泉並びに東温泉の廃止条例というのは、これは現状からして、係争中の問題からして、ものすごくやっぱり問題点が多過ぎる。それこそ市長が言うように、市長の公約は協議とか、あるいは協力とか調和とか融和とか、そういう話が全然これにはないではないですか。だからこういうことになったのですけれどもね。こんなものは、私は議員としてはこんな無責任な、こういう条例改正案そのものを出すあなた方の姿勢に非常に問題があると思っております。ですから、これははっきり言って、できもせんことをあなたたちはしようとしているのですよ。相手側が仮処分を打ったとき、ではどうするのですか。温泉をとめるのですか。そんなことも考えられるでしょうが、まだ裁判中ですから。あなたたち、それは自信あるわけ。自信があつて私たち議会にこれを示すのですか、問題がないと。とにかくあなた、責任どうとるのですか、行政は。それを聞きたいですね。

○観光経済部長（池部 光君） たびたびお答えさせていただきますが、裁判中であると

いうことは承知いたしております。先ほど申し上げましたように、この経過につきましては非常に、数回にわたりまして移転、建設場所が転々とするとか、もろもろございまして今日に至っているということは御承知のとおりでございますし、建物も昭和十年建設ということで六十八年を経過して非常に老朽化いたしております。さらには道路の拡幅につきましても、十五年度には施行という段階に至っております。この道路につきましては、御承知のとおり九州横断道路あるいは高速大分自動車道のインターからも近いということで、連休あるいは年末年始も非常に混雑するというので、生活道路さらには観光客誘致にも、観光客のお客様に対しましても非常に幹線道路、大切な道路という認識のもとに県も施行いたしておるわけでございますし、そういう意味合いからいきましても、私どもといたしましては、むしろ住民の総意として地元の要望、説明会を踏まえての建設でございますので、現時点での建設、オープン、さらには中断ということは考えていない、公益上もいかなものかと、このように考えております。

○二十六番（内田有彦君） 部長、あなたの立場もわからんことはないけれども、ちょっとやっぱり乱暴な意見です。本当にむちゃくちゃですわ、こういうのは。では、あなた方はこれ、責任をとり切るの。例えば仮処分をぱんと打たれたとき、責任をとり切るわけ。打たんという保証が絶対あるのですか。これを出しても問題は何もありませんというのがあるのですか、ないではないですか。何でそんなことがあるのですか。

それと、それぞれ拡幅いろいろあります。例えば国道十号線なんというのは拡幅工事をしたけれども、一部については和解ができんで二十年もそのまま放っておったところがあるではないですか、第一。できないのですよ。強制収用というのはなかなか難しいのですよ。そんなところもあるのですよ。あなたは、絶対に計画だからもうすぐ退くのだから、そういう簡単なものではこれはないのです。ですから、これは難しいことはないのだ、何で強行するのかと、廃止を。置いておっても別に支障はないのではないですか。それが片づいてゆっくりやればいい。これは非常に問題があるし、これこそまさに私は言われておる市長、あなたが問われるのですよ、これは。こういうことをやるのかいということが、これにはっきり証左するような格好になる。これはぜひとも私は取り下げるべきだと。つまり堀田温泉のみ設置と、そうするべきだと、そういうふうに考えております。

それから、次に議第三十号でちょっとこれは聞きたいのですけれども、三十号には新ゴルフ場建設計画に伴う費用負担の和解について。これは私もちょっと奇異に感じたのですけれども、和解。普通和解というのは、通常係争しながら、普通の場合はそこそこでという、「和解」という言葉があるけれども、これは恐らく相手が扇山ゴルフ場と別府市と。当然これは係争とかそんな問題をしておると笑われますから和解ということになるのだけれども、私が不思議に思うのは、ゴルフ場というのは、これは別府市が五一%以上持った、これはちゃんと市有地、そしてそれを貸与してゴルフ場ができているわけですね。そのゴ

ルフ場と別府市とが和解をしなければできんようなそんな協定が、当時これは昭和六十一年ですから、もちろん今の井上市長ではありません。当然前々市長の時代のことですね。いわば恐らく十六、七年前の話なのですね、話そのものは。それが今突然またこういうことで上がってくる。しかも和解。内容は協定について、つまり疑義があるということとしかたれんわけね。疑義があるから、それについて今度新しく整理をして、別府市は清算金として一億四百五万五千元ですか、これを三カ年にわたって払おうというのが、この議案なのです。これは昭和六十一年八月一日に締結をした新ゴルフ場に対する経費負担に関する協定書を解消すると。ですから、これはそれなりの理由があるから和解ということになるのですけれども、こういうものはやはり少なくとも調査会なり何なり開いてね……、第一、一億四百万というのは、では何を根拠で和解の金額を出したのですか。こんなものこそやっぱりはっきりと透明性というのですか、議会とか、あるいは市民にこういうこと、こういうことになっておるから、これについては和解というのですか、市がこの分を負担すべきものだろうとかいう、そんなのがここに何も無いのだ、いきなり出してくるのですよ。私は、これは非常に何というのか、勝手にあなた方が決めて、基準は一体どこにあるのかとか、あるいは和解をする必要が果たしてあるのかないのか、問題点はそこにもあるのですよ。

私がちらっと、これはあくまでも風聞ですから、聞いた話では、この話は解決済みと私は聞いておるのです。というのは、これは側道は確かに天間と思いますよ、これは。天間のゴルフ場を当時の市長が何といいますか、ある意味では強引さもあったかもしれんけれども、あれをずうっと道路を取りつけた。そのときに相当の額が出た。ただしそのときは、市の方が舗装をたしか、舗装をするから、これは後はゴルフ場が持つのだという、そういう実は話も聞いて、それなら市から持ち出さんでいいのだなという実はもう随分前の話ですけれども、そういう記憶が私の中にちょっとあるのですよ。ですから、それが和解ということで、今ゴルフ場の経営が大変苦しくなっているのは、私もこれは知っておりますけれども、だからこんなものが、十四年も五年も前に締結したやつが今議会にぼんと出てきたりしたのですけれども、この辺の経緯は一体、どうして今こんなものが出たのか。あるいは約一億四百万が、これが妥当なのかどうなのか、ちょっと説明してください。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えをいたします。

今回の扇山ゴルフ場の議第三十号の関係でございますが、これはもう随分古い話になりますが、昭和五十年代に新しい九州横断自動車道が建設されることに伴いまして、当時の扇山ゴルフ場の三番、四番が買収されるというような経緯の中で、現在あります扇山ゴルフ場を天間の方に移転するという計画が持ち上がりまして、その中で先ほども議員さんがおっしゃられましたように、昭和六十一年八月に「新ゴルフ場建設のための行政経費の負担に関する協定書」が締結をされまして、この当時は扇山ゴルフ場が施行主体ということ

で、経費は扇山ゴルフ場が事業主体であるので経費を持つということで推移をされてきたわけでございます。しかし、その後、昭和六十二年になりますけれども、中村市長当時にこの扇山ゴルフ場の天間の移転に対しては白紙に戻そうというようなことがありまして、その中でいろいろ経緯をする中で、このゴルフ場については最終的には現在地での改修存続というようなことになったわけでございます。そうして、この中でこの当時、平成二年以降、この移転を前提とした、今回議案に上がっております県道つけかえ工事の負担をどうするかということで、平成二年から九年ごろまで断続的に行われてきましたが、なかなか結論に達せずに、平成十三年以降この問題については決着を早くつけるべきだというような認識のもとに、扇山ゴルフ場と再三再四にわたり協議をしてまいったわけでございます。

この扇山ゴルフ場のそもそものいきさつでございますが、新ゴルフ場建設計画については、市と会社で共同歩調をとって行ってきたものでありますし、さらに扇山ゴルフ場を、移転を取りやめて現在地での改修存続ということにつきましても、市の意向を踏まえまして、市と会社、それと倶楽部とで協議し、最終的に意見が一致して改修が進められてきたというようなこともございますので、これらを踏まえまして、移転を前提として扇山ゴルフ場が負担しております県道のつけかえ工事につきましては、ただいま申し上げました理由、さらにはこの道路が今、公の道路として、幹線道路として市民生活の利便性を高めているというようなことを勘案して、今回、別府市が、扇山ゴルフ場が負担しております一億四百五万五千円を別府市の方が扇山ゴルフ場に支払うということで合意いたしたいということで、地方自治法九十六条の第十二号に該当するということで和解議案を提出をさせていただいたということでございます。

○二十六番（内田有彦君） これはあれですか、扇山ゴルフ場が、では、これで了解をしたと、そういうふうにとらえていいのですか。ということは、これはどこで、どういう場でこれが了解をされたのですかね。

○企画財政部長（須田一弘君） どういう場でということでございます。これにつきましては、市の内部の行政の意思決定というのは、それぞれ担当の部長、助役、市長までの決裁をとるということと、もう一方では、ゴルフ場におきましては取締役の皆様方がおりますので、その皆様方の御承認を取りつける中で今回話が進められたということでございます。

○二十六番（内田有彦君） 今、「扇山のゴルフ場の取締役会の中で」という言葉が出ましたけれども、実は私もその取締役になっておるわけですがけれども、私が出た会議、ほとんど出席しておりますけれども、こういう話は、この会議の中では出た記憶はありません。第一この一億四百万そのものも私はどういう基準なのかと今説明を求めたのですけれども、幾らあって、では幾ら市が負担をすると。これは当然それだと全額ではないと思えますけ

れどもね。これは扇山ゴルフ場、ここに社長は友永文月さんと名前が載っておりますけれども、この議会の中からも六人の議員が理事になっておるわけですが、当然理事会では、私の記憶ではこういう話題さえ一つも上がってないようですが、これがこのままここに出るのもこれまた、これは私がひょっとしたら一回ぐらい欠席しておりますから、そのときに出したのかなと思うのですけれども、こういうあれはありません。ですから、これも何かおかしいなど。全く根拠がない。

それから、やっぱりこういうものはきちっとした調査会等々を開く中で、一億四百万が妥当なのかどうなのか、今までの経緯の中で市長がかわったからこれはやめたと、さっきそんな話、確かにそのようでした。しかし、やめたととっても道義的問題があるではないかという格好でこの金額が出たのだと思いますけれども、これはただ通り一遍の三十号の和解なんというもので済ますような問題かどうか。この辺はあなた方の今の提案そのもの、そしてこれがしかと本当に株式会社扇山ゴルフ場のきちっとした決議機関等々でこの金額が本当に決められたのかどうなのか、この辺も私は非常に疑問を持っております。この辺でははっきりと、もうあなた方は、ゴルフ場のことだからそれは知らんと言われればそうですけれども、その辺はきちっと確認してほしいし、私もこの辺は確認したいと思うが、この議案についても非常に問題が多い議案ということで、質問を終わります。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

扇山ゴルフ場におきますところの機関決定ということでございますが、これにつきましては、平成十三年五月三十一日の第十五回取締役会で決議をいたしているところでございます。

○市長（井上信幸君） この件につきましては、今議会でも議員さん方からの御指摘もありまして、それに向けてこの解決策をとということで、今、部長が言いましたように、十三年度からスタートしたと。そしていろいろ調査事項も、もう二十年近く前の話でございますから、いろんな調査事項その他を交えて、そして結論を出していっていると。その間、双方の話し合いもあったようですけれども、なかなか難しい問題もあったようでございますので、そういうものを解決してやっと日の目を見た、このようなことでございますので、ひとつ御理解方をお願いいたします。

○二十四番（原 克実君） 平成十五年度の当初予算から、若干かいつまんで質問をしていきたいと思っております。

今回は選挙前の当初予算ということでございますので、骨格予算ということですが、四百三億五千万円今回計上しております。この予算の中から、市長がやはり今回の予算の説明の中に、特にやっぱり観光には力を入れていく姿勢がうかがえるわけですが、観光予算の中から二、三点質問をしていきたいと思っております。

この観光予算の中で今回、観光宣伝を含めた事業費が一億五千数百万円計上されてお

ますが、この予算の中身ですね。この平成十五年度はどのような視点から観光事業また観光宣伝に取り組もうとされておられるのか、その骨格的なものを説明いただければと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光客誘致ということでございますが、我々としましてはイベントそれから宣伝、それから海外に向けてのまた宣伝活動、いろいろそういうのを創出しながらこの観光予算を組ませていただいたところでございます。また協議会それぞれでございますし、それから祭り・イベント等々、そういう基本的な観点のもとに我々、観光客誘致に向けて努力するよう予算組みを立たせていただきました。

○二十四番（原 克実君） 今、課長から答弁をいただきましたけれども、どうも私はこの平成十五年度の予算を見ても、前年度平成十四年度、この予算から見ても、骨格的には余り大差がないのではないかなと私は思います。要するに、なぜこういうふうな予算編成になるかといいますと、どちらかといえばイベントは開いておりますけれども、補助金体制を強化したような予算の組み方、これが私は見えてきているのではないかなと思うのですね。やはり観光宣伝、観光事業を進めていくためには、私は、この観光宣伝費の一億五千数百万円の要するに中身がどうであるかということが一番先に問われてくるのではないかなと思います。要は、この予算の中でどのような観光としての今後平成十五年度の事業を推し進めようとしているのか、そして、どういうところにどういう観光宣伝をされようとしておられるのか、そしてまた、補助金はどういう効率のある補助金を実施しようとしているのか、このあたりを明確にした予算編成をしなければいけないのではないかなと、私はこのように思います。

これを見ますと、本来観光予算というのは、平成十四年と余り大差はない。この中に新しい項目としては、福岡に対するPR、イベント開催の事業費、委託業務費というのが二百万計上されておりますけれども、果たしてこれでどれだけ福岡県に対する、市に対する宣伝がなされるかということ、これは私は疑問視されるところでもあるわけです。

この補助金内容を見ますと、だんだん観光協会とか旅館組合あたりに対する補助金は、これはふえてきておるような懸念が私はあるのですね。この事業費の、何のためにこの補助金を出すのか、そのあたりの目的。それから観光事業とは何のためにやるのか、そして宣伝というのは、その事業に伴ってどのような宣伝をしていくのか。これをひとつきちっとした形で精査しませんと、平成十四年と十五年を見ても何のかわりばえもないこういう予算編成になってしまうのではないかなと思うのです。

今回は骨格予算ですけれども、骨格予算のまたさらに肉づけをするときに、やはり平成十五年度の別府市の観光体制、観光とはどういうものであるかということをはっきりとした形の中で構想を立てていきませんか、市長が意図することとは違う予算編成になってしまう可能性が私は出てくるのではないかなと思います。その点、これは実際言ってどのあたり

でこういう観光に対する宣伝企画というものを立てるかということが問われてくるのですが、その点、経済部全体、それからまた別府市のさまざまな観光業界との話し合いの中で今後どのように進めていくのか。具体的な形が、話が見えてきませんと、私たちはこの平成十五年度の予算の中で何を意図して予算を執行部が組んだのかわからないようになってしまっているのですが、その点どうでしょうか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

観光宣伝事業何のためにというようなことでございます。別府は、申すまでもなく観光立市、観光温泉都市でございます。そういう観点から別府市の予算編成そのものは、すべて観光に目を向けた予算・事業であろう、このように考えております。

まず、観光につきましての予算編成方針でございますが、去年はサッカーワールドカップ開催を契機にいたしまして、韓国さらには中国を中心とした外国人観光客誘致のための観光セールス等を行っております。地域に密着した地域型イベントとして評価の高い「別府八湯泊覧会」、いわゆるオンパクでございます。これにつきましても、今回予算書の二百十六ページでございますが、六百万円計上させていただいております。これにつきましては、今年度九月でございましたが、六百万円の補正を組んでおりますので、当初対比でいきますと六百万の増でございますが、県の調整補助金等をいただく中で六百万の計上をさせていただいた。それは補正対応でございます。

それから、やはりお客様を温かく迎えるためのホスピタリティー研修、観光ボランティアガイドの養成研修、さらにはドリームバル、クリスマス・ファンタジア、これも来年度は十周年の節目ということでございまして、五百万円の増額をいたしております。

いずれにいたしましても、先ほどお話がありました総合体育館もでございます。スポーツ観光さらには会議観光、学術観光等々の誘客を図る中で別府市の観光経済の浮揚に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

細部につきましては、また課長の方から御答弁をさせていただきます。

○二十四番（原 克実君） 細部については、課長からはありません。私の方から、また質問をさせていただきます。

いろいろ部長が答弁しましたけれども、私は、部長の答弁は今までのありきたりの答弁だと思います。やはり宣伝は継続というのも大事ですし、事業も継続ということは大事ですけれども、要は市長が掲げるホスピタリティーマインド、それを含めてやはりこの二十一世紀に向かっての観光というものは、大きく求める市民像というか、観光客の体制といいますが、そういうものが随分違ってきていると私は思います。ですから、この観光事業を進めていくためには、やはり観光客のニーズ、そして国民のニーズがどこにあるかということをとらえてしましないと、時代おくれの観光事業、観光宣伝になってくる可能性が多いのではないかと、私はこのように思います。ですから、今後進める中では、ただ事業の



継続をするだけが観光課ということではありませんし、宣伝も思い切った、どこにどういう形で今年度は宣伝事業を進めていくか、そのあたりのやはりきちっとした形でのビジョンが見えなければ、私は観光施策というものはなかなか他の都市との比較、そしてまた今後の大きな観光事業に左右するものではないかなと思いますので、とにかく何といたしますか、この骨格予算については、もうこれ以上どうということとはできないと思うのですけれども、肉づけをしていく中でやはり観光宣伝に対する本来の別府市のあり方、これを十分業界とも検討し、また執行部の内部でも検討して、やはり二十一世紀型の別府市の観光のあり方というものを十分考えていく必要があるのではないかなと私は思います。

これは取りとめのない質問かもしれませんが、やはり観光というのは、私は一つには、事業は将来に対する構想、夢といますね。それが果たして国民の皆さんに受けるか受けないか。ですから、今回、長崎のハウステンボスの問題もあります。巨額に投資するだけが観光事業ではありませんし、やはり市民の皆さん、そして観光客の皆さんが本当に楽しんでくつろげるようなリビング的なやはり施設を今後とも考えていく必要があるのではないかと私は思います。ファンタジアもありますよね。これはまた楠港の問題で私は触れたいと思うのですけれども、たった三百六十五日のうちの二日間しか稼働してない。この貴重な別府市の資産を二日間しか生かし切れないということも、私は大きな問題があると思います。このファンタジアも含めて、もっと具体的な宣伝方法を兼ねて、誘致方法を兼ねて、そして企画を立てるならば、あのファンタジアはもっともっとすばらしい事業内容になってくるのではないかと、私はこのように思いますので、そのあたりを含めて今後平成十五年度の観光事業をより実りのある事業にしていきたいと思います、このように思いますが、市長いかがですか。決意のほどを。

○市長（井上信幸君） 当初予算で、骨格予算を出しております。これには商工、観光業界をあわせて非常に強い要求がございまして、特に観光業、ホテル・旅館、観光協会等々は、今のような予算ではどうもできん、このような御指摘もありましたが、しかし、全国的に見ても今観光戦略構想が出ておるのです。いち早くこれに対応しないと、観光戦略で大分県、別府市は負けるという、こういう一つのこれからの目標を掲げております。

それに世界的に見ましても、一九九五年にハーマン・カーンというアメリカの未来学者がはっきり言っております。恐らく二〇一〇年には今の世界の観光の動きが五倍になるだろう、こう言っているのです。したがって、今までの日本個々の観光実態を見ますと、非常に世界的な戦略からもおくれておりました。やっとな国も今までの単なる観光は遊びという、こういう感覚から立脚しまして、小泉首相を中心としたいわば審議会みたいなものができました。その内容を見ましたところ、これから二〇一〇年までの間に今の外人観光客を倍増しましょう。それにもう一つは、今までの観光予算を大幅にふやします。国もこうやって観光戦略に乗り出してきましたので、我が別府市もやはり観光を業とする皆さん方

の御意見を承りながら、やはり予算が伴うものは予算をつけなければならない。そして官民一体となって別府の観光戦略をつくり上げよう、こういうことになっておりまして、いわば別府市はお客様がお一人来てお泊まりいただいて何ぼのまちですから、お客様が来なくなったらどうにもならない。それこそ疲弊し切ってしまう。

おかげで今、少しであります、右肩上がりのお客様は微増しております。これは別府市民の皆様方はよく頑張ってお戦っていただいている、こういうことの証左であろうと思えますから、これにもっともって民間の方々が立ち上がっていただくためにも、観光予算をつけるべきだ。そしてまた、民間の方々に知恵と汗を出していただくべきだと。こういう形の中で骨格予算につけておりますので、どうぞその辺も御理解いただきたいと思えます。

○二十四番（原 克実君） そのとおりですね。国も今、外国からの観光客の誘致に積極的に乗り出してきました。やはり、それぞれの日本国内には有数の観光地がありますけれども、別府もやはり温泉は名実ともに日本一の湧出量を誇る場所ですから、そういう温泉を生かしながらどのような形態のまちづくりをする中でお客様を温かく迎えることができるか、そこをやはり真剣に私たち市民も含めて今後は取り組む必要があると思えます。ただありきたりの今までの宣伝では私はだめだと思えますし、施設の整備ではだめだと思えますので、将来構想をしっかりとした中で観光事業を進めていただきたいということを要望していききたいと思います。

次に、公園事業について若干の質問をさせていただきます。

公園事業も、今着々と公園整備が進んでおるわけですが、この公園の中で整備に対する事業費というのが、今後どのように進展していったらいいのか、その点からお尋ねしたいと思います。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

公園整備がこれからどういうふうに進むかという御質問でございますが、今、都市計画決定されている公園につきましては、市の基本計画それから事業計画に基づきまして整備を充実してまいりたいと考えております。それから、それ以外の小さい公園等につきましては、計画マニュアル等を現在作成しようとしております。それに基づきまして整備を続けてまいりたいと考えております。

○二十四番（原 克実君） 公園整備につきましては、計画マニュアルをぜひつくっていただきたい。実際言いますと、私は今市内を歩く機会が非常に多うございまして、いろんな児童公園を含めて見させていただいております。やはり公園の整備が、いいところと悪いところとはっきりしております。今後、特に市街化区域の児童公園ですね。これはお年寄りを含めて児童公園ということだけじゃなくて、地域の高齢者をも含めた公園づくり。ですから、今進めておりますバリアフリーですね、こういう観点が私は、今後公園づくりの中には非常に必要ではないかなと思えます。また、子供さんの遊び方も時代とともにだ

んだん変わってきております。その子供さんの感覚に合った児童公園づくりができるかできないか。そして、高齢者の方たちもそこに集い合えるような都市型の公園をつくっていく必要が私はあると思いましたので、こういうことを含めてぜひお願いしたいと思いをします。

それと、もう一つだけお尋ねをしたいのですが、今、海門寺公園が整備をされております。平成十四年と十五年度で整備をされますけれども、今ちょっとまちの中でいろいろささやかれていることがあります。海門寺公園に大きなクスノキがありますが、これはこのまま維持管理をしていくつもりなのか、それともあれは伐採するのか。その点だけをお尋ねしたいと思いをします。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

先ほど、海門寺公園の整備に当たって、公園の中にあるクスノキを伐採するのかどうかという御質問でございますが、現在、公園の中に四本のクスノキがございます。その四本すべて残す計画にいたしております。ただし、屋根にかかる分とか歩行に支障のある箇所につきましては、簡単な剪定をさせていただきたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） 確認をさせていただきました。そういううわさが、整備をする中であの貴重な、どのくらいの年数がたつかわかりませんが、市街化区域にとっては貴重な樹木が切られるのではないだろうかといううわさがありますので、確認だけをさせていただきました。

海門寺公園も八千万円かけて今度またきれいに整備ができるわけですがけれども、本来、海門寺公園は、中心市街地活性化事業の中で公園と温泉は一体として整備をするということになっておりますので、今回は平成十四年度、十五年度で公園の整備ができますけれども、あわせて海門寺温泉の整備事業もこれは進めていただきたいと思います。そして、さらには財政課が管理しております棋院も含めて今後は整備事業を進めていただきたいと思います。ことしの一月に地元住民の皆さんと役員の皆さんと、市長の方に海門寺公園の建てかえ計画について陳情しました。その結果、できればこの海門寺公園の整備と並行して海門寺温泉、棋院の整備もしていただきたいと思いますということを強く要望しておきます。

では、次に学校施設について若干お尋ねをしたいと思いをします。

今回、鶴見小学校の大規模改造工事が二億二千六百万円計上されております。この耐震構造に基づく大規模改修工事というのは、これは大変いいことなのですが、その内容について説明をいただきたいと思います。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今回、大規模改造を考えておりますのは、鶴見小学校の管理教室棟、これは一番南側の教室になります。昭和四十九年に建設されまして約三十年たっております。工事の内容としましては、耐震補強壁の設置それから屋上防水、それから、あと内部の改修として床とか天井の改修、あわせてトイレの改修も考えているところであります。

○二十四番（原 克実君） トイレの改修ということも入っておりますが、最近の児童は生活環境も非常に変わってきております。それで障害者のトイレまたは洋式トイレはどの程度整備しようとしてされているのか、その点だけお尋ねします。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

現在、校舎の中には一階、二階、三階、それぞれ一カ所ずつトイレが設置されております。このうち一カ所を身体障害者も利用できる多目的便所に改修をしたいと考えております。洋式便器につきましても改修する予定ではありますが、数につきましては、学校現場と協議する中で今後決めていきたい、そういうふう考えております。

○二十四番（原 克実君） ぜひですね。先ほども言いましたように、最近の子供さんは、家庭環境の中で洋式トイレを非常に好んでおります。そういうことを含めてできるだけ便宜を計らうためにもトイレは洋式トイレの整備を、今後も耐震構造に向かって整備がされると思いますので、他の学校もそのような配慮をお願いしたい、このように思います。

次に移らせていただきます。温泉事業の中で今回、堀田温泉の件で非常に論議がされておりましたけれども、私は、今回の法律的なものがどうということではなくて、温泉事業は今回も七億数千万円、そして一般会計から五億一千万円を繰り入れているということで、温泉事業というのは今別府市にとっても非常に大事な事業ではあるけれども、お金のかかる事業でもあるわけです。そういう中で温泉の施設の整備がどんどん進んでおるわけですが、この堀田温泉の位置づけといいますか、これはどのような位置づけをされているのか、その点からお尋ねしたいと思います。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

堀田温泉の位置づけでございますが、建設中の堀田温泉につきましては、別府八湯の一つであります堀田地区に建設されるものでございます。これは田園保養型温泉地として生かせるものということで、それなりの建設を進めているということでございますし、それと西口の玄関口でありますので、そういった観光施設、そういった面で十分配慮した面で取り組んでいる。福祉の面でも浜田温泉、そういったバリアフリー、そういった関係と、今回市営温泉で初めてのオストメイトを設置いたしたいというふうな位置づけのもとで堀田温泉建設を考えております。

○二十四番（原 克実君） 市営温泉の整備が、今後ずっと進められていきます。今回、堀田温泉が、地元の要望もありまして整備できるということは非常に喜ばしいことではありますけれども、温泉にはそういう田園型とか、それぞれの時代背景と、また周辺環境

整備の中でつくり上げていく温泉等あるわけですが、私が一番懸念しますのは、この入浴料金なのです。今回、入浴料金が、この整備と同時に決められておりますけれども、多額の経費を費やす反面、市民に対する入浴料金がどんどん上がっていく傾向性が出てまいります。当然それなりの施設の整備をするわけですから、使用料金というのが上がっていくことは、これはもういたし方ない条件だと、このように思っておりますけれども、できれば私は、温泉は特殊入浴と一般入浴、例えばクアハウスのような入浴であるか、それとも一般的な入浴、露天風呂を含めて一般的な入浴であれば、市民の皆さんには今までの生活週間の中で温泉というものは欠かせないものがありますので、できれば低料金で抑えていただきたい、このように要望しておきたいと思っております。観光客の皆さんは、それぞれの目的があって別府に訪れているわけですから、ある程度の、それだけの別府市が設備投資したわけですから、料金をいただいて、もうこれは私は当たり前ではないかと思っております。

以前も私は兵庫県の城崎温泉の例を述べましたけれども、城崎温泉はやはり観光施設としての位置づけの温泉施設は、観光客の皆さんからは非常に高い料金をいただいて管理運営をしております。そして、町民の皆さんには要するに福利厚生、そしてまた市民福祉の面から低料金で入っていただいているというシステムをとっておりますので、私は、この堀田温泉にしても、市民の皆さんにはできるだけ安い料金で提供していただいて、観光の皆さんにはある程度の料金の設定をして、二段構えで設定しても不思議ではないと、私はこのように思っておりますので、この料金設定から見ますと、大人が三千六百元以内と書いていますね。子供さんが千八百円以内ということですから、「以内」でしたら、どのようにでもなると私は思っておりますので、この料金の設定はできるだけ市民には低料金で提供できる、そして観光客の皆さんにはそれなりの料金がある程度いただくというシステムをやはり全市営温泉を設定しませんが、何もかも一緒になった料金設定の中で回数券とか入浴料金の設定を私はしてしまうような可能性が見受けられますので、その点を配慮して今後の料金設定は十分気をつけて、そしてまた、市民の皆さんが低料金で利用できるような方法にしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

観光客には低料金ということでございます。現在市民券……（「反対」と呼ぶ者あり）すみません。どうも申しわけありませんでした、訂正させていただきます。市民につきましては、現在市営温泉につきましては市民券ということで三十回券でございますが、発行いたしております。これは百円の市営温泉でございましたら、三十回券でしたら、それを直しますと一回につき六十三円というふうに行っております。三十回券で千八百九十円でございますので、六十三円という形になるかと思っております。それにつきまして、現在の堀田温泉、「以内」ということでございますが、柴石温泉並みの二百十円ということで、一回入るのに二百十円、消費税込みでございますけれども、条例では二百円ということで定

めております。今回提案しました三千六百円以内ということでございますが、それ以内で料金を設定いたしたいというふうに考えております。

○二十四番（原 克実君） 私は料金を聞いているのではなくて、今後の設定の中で市民の皆さんには安い料金で設定をしてください、観光客の皆さんにはそれぞれの目的がありますから、ある程度の料金をいただいても当然だという中からそれを申し上げておるわけですから、六十三円がどうというのではなくて、きちっとした市民福祉の観点から市民券の発行、それから観光客に対する入浴料の設定、これをぜひ今後ともしていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かあるのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

観光客と市民の料金格差ということでございます。御案内のとおり竹瓦温泉や海浜砂湯、北浜温泉、湯都ピア等々につきましては、それぞれ七百八十円、五百円等々いたしております。先ほど議員御指摘のとおり市民券、さらには七十歳以上あるいは障害者の方等々の優待券ということで市民との格差は設けております。今回の堀田温泉につきましては、柴石温泉と同じ二百十円でございますが、御指摘のような観点から、今後も料金設定をし、市民福祉に対応するための市民の低料金での入浴ということで考えたい、このように考えております。

○二十四番（原 克実君） 他の温泉地も、よく研究してみてください。ただ設備を整備して料金を上げるだけが市営温泉ではありませんので、その点を今後とも研究していただきたい、このように思います。

最後に、介護保険の件で若干お尋ねをしたいと思ひます。

今回の議案第二十六号ですけれども、介護保険の一部条例を次のように改正するということになっております。この介護保険料金の切り下げに至った経過、どのような形で切り下げをしたのかお尋ねしたいと思ひます。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

まず、保険料見直しの考え方について、ちょっとお答えさせていただきます。

第二期介護保険事業計画に基づく平成十五年度から平成十七年度までの三カ年に必要な介護サービス料による介護保険料につきましての基本的な考え方と主な視点につきましては、一に在宅サービスの利用促進及び利用率の向上、過大・過少のサービス料を見込まないこと、六十五歳以上の保険料負担額に最大限配慮すること、安定した介護保険財政の運営を図ること、このような基本的な考え方のもと、三カ年のサービス料を算定した結果、第一期事業計画の費用額に対して一・五％の伸び、介護報酬二・三％の引き下げを加味した後、第一期の実績ベースからすると一九・六％のサービス料となりました。そうした中、国の調整交付金の上乘せ分の確保や財政安定化基金への拠出率の引き下げにより、結果として現行の三千二百十二円から約二％、額にして六十二円の引き下げが可能となり、三千

百五十円の改正案となったものでございます。

○二十四番（原 克実君） この介護保険が設定されたときの基準というものがやっぱりあるわけですが、三年に一回の介護保険料の見直し、この中で他の大分市とか日田市とか、大分県内の十一市の都市が、介護保険料の見直しの中で料金がアップしているのに、別府市は今回二%でも下がったということは、私はこれを評価したい、このように思います。

ただ、介護保険料が下がったとはいいいながら、まだまだ低所得者の皆さん方にはこの介護保険料が非常に生活に負担だという方が非常に多いのですね。それで、平成十四年度の予算の中でこの介護保険料の軽減措置をしていただきました。これについて、どのように現状はなっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

軽減の十四年度の実績でございますが、現在までにおきまして、第一段階の方で十三人、第二段階の方で百人、合計百十三名の方に軽減措置をいたしておる状況でございます。

○二十四番（原 克実君） 当初、この介護保険の軽減に対する対象者、割り出したと思うのですが、どの程度おられたのですか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 実施前の対象者の推計につきましては、被保険者の仕送り等扶養者の実態、持ち家、借家の住まいの実態、資産等の実態把握が困難なことから、被保険者本人の申告収入から推計いたしまして、最大六千人程度であると考えておりました。

○二十四番（原 克実君） 対象者が、推定とはいいいながら六千人程度おられるだろうと試算をしておる。現実にはこの一段階、二段階を含めて百十三名というのは、余りにも数字が低いと思うのですが、今後の対策としてどのようなことを進めなければいかんかということが一番大きな課題になってきます。平成十四年度、軽減措置をいたしましたけれども、平成十五年度について継続してこの介護保険の軽減措置をするのかどうか。

それともう一つは、これだけ利用率といいますか、軽減の利用率が低いというのは何か問題があったのではないだろうか。例えば一つは、広報的な、要するに市報を通じたり、いろんな制度を通じながら広報活動が低下しておったために、不足しておったために知らなくて、軽減措置の手続きをしなかったのか。それとも、その軽減の内容ですね、これが余りにも厳しかったために対象者が少なくなったのか。このあたりをよく調べて、今後平成十五年度にもし行政当局が軽減措置を継続していただくなれば、この規制緩和を含めてある程度条件整備をしなければ、六千人程度の対象の中からはわずかに百十三名、見込んで百五十名、三月末ですから百五十名程度の方しか軽減措置ができなかったところに、何か私は問題点があるのではないかなと思うのですが、今後そのいわば規制緩和とか条件緩和とか、そしてまた平成十五年度に対するこの軽減措置の継続ということを含めて御答弁を

いただきたいと思います。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

まず継続の実施の件でございますが、平成十五年度以降も継続実施を予定いたしております。

それと周知の件でございますが、軽減制度の周知につきましては、継続して市報掲載等を行い努力してまいりたいと考えております。

また申請手続き、要件等の緩和の件でございますが、申請手続きの簡素化あるいは要件の緩和につきましては、検討していきたいと考えております。

○二十四番（原 克実君） この軽減措置を実施している大分県下の市、都市ですね、十一市のうち何市ありますか。

（答弁する者なし）（「わからなければいい」と呼ぶ者あり）

○二十四番（原 克実君） これはまだ大分県下では軽減措置をしている都市は少ないと思うのですよ。ですから、この事業は、やはり他の都市に対しても、私は別府市は胸を張ってできる事業だと思います。ですから、この事業がもう少し今後も発展するように行政当局は規制緩和も含めて、やっぱり周知徹底を継続的にやる必要があると思います。一回市報に載せればいいというわけではありませんので、今後もその点を含めてこの軽減措置を十五年度も実施していただきたい、このように要望して終わります。

○二十一番（泉 武弘君） 十五年度予算の歳入歳出の特色から、まず教えてください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

本年度十五年度の予算の方針でございますが、今回は統一選挙を控えておりますので、まず骨格予算ということで編成をいたしております。その中におきましても、現下の大変厳しい経済情勢や国の財政構造等を考えながら、事務事業の効率的な運用を図りながら、市民生活に密着した予算の確保と、市としての昨年度からの景気浮揚の対策の継続を主眼としております。

そういう中におきまして、歳入面におきましては、市税の減でございます。対前年度にいたしましても五億一千五百四十七万円、率にいたしまして三・六％、また地方交付税は、国全体が削減の方向でございます。そういう中で別府市におきましても五億七千万程度、約七・三％の減というふうになっております。そういう中で、その代替分といたしまして臨時財政対策債の発行の増を余儀なくされているところでございます。また、歳出面におきましては、特に扶助費でございますが、対前年比で六億八千二百万ほどふえております。伸び率にいたしますと約七％の伸びになっております。そういう中で市の単独公共事業となりますと、普通建設事業は景気の下支えということで前年並みの予算を編成したところでございます。以上、主なところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 選挙の年だから骨格予算を組んだ、これはいかなものかな



という気がするわけです。選挙と予算というものは、本来連動しないわけなのですね。市民福祉に関係がある、また教育に関係がある、建設に関係ある。これは通常の予算編成でやるべき性格のものだ、こう私は考えています。また、これに対する執行体制についても定期異動で四月一日。これが一番好ましい形だという考えを私は持っております。これについてあえて議論をしようとは思いませんが、骨格だけで市民福祉に関連するものが六月補正で上がるというのはいかがなものだろうかという疑念を禁じ得ません。これだけは申し上げておきます。

さて、今、財政課長からお話がありましたように、市税収入で五億一千万、交付税で五億七千万、さらに歳入不足分を市債で六億、これで補いをつける、これが歳入面の特徴なのですね。それから歳出面でいきますと、先ほど言いましたように際立っているのが民生費ですね、約七億円の民生費。この民生費、たまたまきのう資料をいただきましたけれども、全国の六百七十二市、二十三特別区の二〇〇一年度決算を見ますと、別府市が、全国六百七十二ある市の中で民生費においては八番。全国トップクラスの比率を占めているということなのです。この民生費の中身について、なぜこれほどの増加率を見るのか、この点について説明してください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

この民生費の中でございますが、やはり扶助費の伸びというのが一番の要因ではないか、そういうふう考えております。

○二十一番（泉 武弘君） ここでしっかり聞いておかなければいけない点が、十五年度だけの歳入歳出の特徴にとどまるのか、次年度以降においてもこのような財政構造が推移するのか。この点について財政当局はどのような理解をされていますか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

この傾向につきましては十五年度と同じく、歳入面におきましても、やはり歳入の期待は余りできないように考えておりますし、扶助費につきましても、一般財源ベースで見ますと約一億八千万程度、徐々に、十五年度で一億八千万でございますので、それが約二億程度ふえていくというふうには考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 一番懸念されるところは、交付税の交付の減額というものが逐次これは増加していきだろうな、このことだけははっきりしているわけですね。さらに市税収入の減も続いていきだろうな。これに反比例する形で扶助費だけが増加していく、こういうことです。ならば今の別府市の財政の構造、また手法から見ていくならば、別府市の財政が極めて厳しいということが、十五年度の予算から読み取れるわけです。

そこで、では歳入をどう図っていくのかということが、一つの問題点として上がってきますけれども、市税の滞納繰越額に対する予算が、個人市民税で滞納に対する徴収率が個人で二三・八%、それから法人で六%というふうに予算化されておりますけれども、この

根拠を示してください。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

昨今の厳しい経済情勢また市民の収入減という形の分で、市民税また法人税につきましても、法人があつて市民税があるというふうな形の部分があります。非常に厳しい中、私たち、精いっぱい数字を計上させていただいておりますけれども、このような形になった次第でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 積算根拠というのは、今ここにありますか。二三・八%、六%という個人、法人市民税の滞納繰り越しに対する徴収率。この積算根拠というのはここにありますか。あれば示してください。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

積算根拠でございますけれども、対前年同額、もう少し努力して徴収するという形の分で計上させていただいております。

○二十一番（泉 武弘君） 十四年度対比でどうですか。この滞納金に対する徴収二三・八、個人、法人六%には、前年度対比でパーセンテージでいきますと、どのように推移していますか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

十四年度の市県民税の前年対比が一億五千万程度落ちております。その影響を受けまして、十五年度も同じような形でどんどん落ちておりますけれども、対前年の市県民税におきましては、一・二〇%の減でございます。法人市民税につきましては、〇・〇四%一応増を見ております。

○二十一番（泉 武弘君） そこで、過ぐる議会に御提案を申し上げていることがあります。税務調査の専門員制度を早期に確立しなければいけないのではないかと、このように申し上げ、執行部はそれに対して対応するという御答弁をいただいております。また、債権管理機構について岐阜市の例を出しまして、四十八市町村が債権管理機構の中に弁護士、国税庁職員それから警察官等を入れた組織編成をしているけれども、本市としてもそういう債権管理機構に取り組んだらどうかということで御提言申し上げますけれども、十五年度予算の中ではそのような頭出しがされているかどうか、御答弁ください。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

過ぐる議会におきまして、議員から御提言いただきました税務職員またほかの関連云々という形の分のことにつきまして、それぞれお願いに上がった経緯がございますけれども、なかなかいい返事をいただいております。十五年度という形の分で御答弁をさせていただいた経緯がございますけれども、今それについて人事担当課とお話をさせていただく中において、前向きに進むように努力しているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 「いい返事がもらえないけれども、前向きに努力」。何かわ

からないような言葉ですけれども、議会で相当議論をさせていただいたのが、新税に対する徴収と旧債権に対する回収の問題、このことを厳しく指摘をさせていただいています。水道局を含めると、今、旧債権が四十一億程度あるのですね。これは異常な数値なのです。やはり旧債権をどのように回収するかというのは、総力を挙げなければいけない。それで現下の徴収体制で分析しても対応することは難しいだろうな、それはスタッフの数、専門員の数、そういうのがあります。そうなれば、それにかわる徴収専門体制を確立する以外に旧債権の処理ができないというふうに私は理解しているのですけれども、当該課の課長としてどのような見解をお持ちですか。

○納税課長（遠島 孜君） 私どもも議員御提案のとおり、十分その辺は認識しております。毎月定例会を開きまして、内容について職員ともども勉強している中で、現年滞納繰り越しを分け隔てなく厳しい状態で徴収するように、今頑張っているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 第一列の皆さんに、御答弁をお願いします。これに対して十五年度じゅうに具体的な取り組みをされるのかどうか、御答弁ください。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ただいま担当課長から答弁いたしましたように、私も報告をいただいております。私も具体的に個々の問題を想定しながら、現在取り組みを図っているところでございます。そういう何人か、特に専門的な知識が要求をされます。国税のOB、県税のOB等々を視野に入れながら現在対応いたしているところでございます。目星がつかしました段階で、また市長の方にも報告をいたしまして、具体的に対応してまいりたいというように考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 今の助役の答弁では、現在人選をしている。その確保のめどがつけば市長に報告して、またお知らせしたいということです。それは、その言葉をそのまま期待しておきます。やはり旧債権について回収しないということは、私はあり得ないと思っています。特に国民健康保険税十五億、これは相互扶助ですから、十五億入れれば国保税の最高額も引き下げが可能になる。そういうことも十分認識をされて、旧債権回収には十五年度、具体的に新しい機構で取り組まれるように強く求めておきます。

さて、扶助費が増加している。十五年度予算の中で扶助費が増加しているというのが一つの特徴ですが、退職金についてはどうですか。退職金は、十五年度何名を想定し、一人当たりの退職金額は幾らなのか。そして退職金総額が幾らになるのか。そして、今後五年ぐらいの推移はどうなるのか。御報告ください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

平成十五年度の退職予定者数の見込みでございまして、現在三十一名を想定してございます。単価的には一人三千万と仮定した場合には約九・三億ほど要するような状況でございます。今後五年間、平成十五年度から平成十九年度の五年間を見た場合に、水道局職員を

除きますと、退職予定者数が二百二十名というふうに考えております。この結果、退職金の予定額でございますが、約六十六億円の財源を必要と試算をしている状況でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 税の収入が、極めて大きく落ち込んでいる。交付税も落ち込んでいる。ここに、別府市のみならず地方自治体の大きな悩みが退職金にあるわけです。十九年度退職金額二十一億ですね。約二倍、今の二倍になるわけです。歳入が減少して、確実に歳出がふえるという傾向に間違いなく行くわけです。そのときに一般公共事務に支障が出ないようにするためには、ある程度退職基金というものを具体的に考えなければいけない時期に来ているというふうに理解しますと同時に、さきの議会で退職基金についてということをお答えいただいておりますけれども、その際にもその方向というような示唆がありました。この退職金の基金創設について現段階、具体的に進捗していればその進捗度合い、もし年次等を示せば年次、これらの点を答弁してください。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今、議員御指摘の点でございますけれども、今後平成十九年度以降二十一年度までの三年間における退職手当に要する経費でございますが、これは現在の約二・三倍が見込まれているというのは、重々承知しているところでございます。また、ただ今後十年後におきましては、退職予定者数も平年ベースに戻るということもわかっているところなのですが、昨年の十二月議会において議員より御指摘がございました退職手当基金条例設置に対する御提言をいただいたところでございます。私どもも現在、類似都市、県下の他都市等も調査する中で、あわせてほかの方法として、例えば勤奨退職制度の有効活用を図るということの中で、対象年齢を引き下げると中高齢化の抑制あるいは人件費の抑制等の検討も必要ではないかというふうにあわせて考えて、現在進めているところでございます。

したがって、この結果がまとまれば何らかの形で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○二十一番（泉 武弘君） 今年度採用人員は、予算的には何名計上されておりますか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

十四年度の採用でございますけれども、これは現在、採用予定者が三十五名でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 三十五名という数値の根拠は、どこに求めたわけですか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、今後の各職種ごとの退職予定者数、それから現在、事務事業の見直し、あるいは行政改革を進める中での各部門の事務事業の見直しという中で、今回、事務職につきましては十二名を採用予定、それから、あわせて保健師それから保育士につきましてはそれぞれ二名、そして免許資格職ということで建築それから土木、介護福祉士、それから管理栄養士、そして消防士及び救急救命士、そしてさらに技能一般職というふうな人員構成で今

回採用を行ったところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） こちらから見て、あなたの右側一つ、財政課長を越えて市長公室長がそこに座っています。職員課長の時代に次のような答弁をされています。「職員の採用については三十名が望ましい」とこう言っている。いつ変更があった。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいま議員の御指摘のとおり、私どもも採用計画に当たりましては、例年三十名という中で今は推移をしているところでございます。ただ本年につきましては、今回、消防の方でちょっと不慮の事故があったという中で、特に消防士、消防職員を市長の英断によりまして九名今回は採用したというような経過がございますので、若干三十名から三十五名になったというのが事実でございます。

○二十一番（泉 武弘君） これは政治判断が求められるわけですがけれども、第一列の市長、助役、今から十六年度スタートの民間委託が進んでいきますと、どうしても余剰人員が出てくるのですよ。これを何とか解決しないことには改革が前に行かない。そこらまで十分見通した職員の採用というものをやらないと、職員を採用したわ、余剰人員は出てきたわでは、それは人事管理として私は不適切だと思います。これは一般質問の中で十分質問をさせていただきますけれども、職員の採用については、重々慎重であってほしい。私は決して職員を採用するなということを行っているのではない。慎重であってほしい。必要な場所、必要な人員について、何も私は否定するものではありませんが、それにしても十分な配慮をお願いしておきたい、このことだけ申し上げておきます。

さて、その中で委託民営か嘱託か臨職かという部分のほかに、今最も期待がされ着目されていますのが、情報推進課のあり方です。情報推進課の課長、議場に入っただけですか。

いいですか。十三年度に別府市のIT推進計画が策定されていますけれども、この、まず目標とするものは何なのか。そして、今年度の予算で何をどうしようとしているのか、またその効果というものはどのように判断をされているのか、まずこれから御答弁ください。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

本市の目指す電子自治体の目標でございますが、これはあくまでもITを活用した住民サービスの向上でございます。そのような目標の中で一応三本柱から成り立っております。まず第一点が、住民サービスの利便性の向上、それから第二点目、行政事務の簡素・効率化、透明性の向上、それから三点目が、国の情報化施策への的確な対応、以上の三点でございます。

それで、計画年度は十四年度から十六年度の三カ年計画、したがって、十五年度はその二年目に当たります。それで、十五年度の予算の主な内容といたしましては、これは

行政改革も絡んでまいります。行政事務の簡素・効率化、透明性の向上、この実現に向けて主にシステム開発委託料等々の関連予算を計上いたしております。

それから事業効果でございますが、今これを情報推進課の方で現状の既存の業務の見直し、これをやっております。それで、そのような中でIT化することにより期待されるものといったしましては、大きなものとして二つございます。一点が、各課、現在庶務事務の大幅な軽減、とりわけ毎日やっておる平常業務の中では会計課関連の業務、すなわち財務会計の中で歳入歳出とか決算事務、これの大幅な軽減、それから二点目が契約検査課関連でございますが、とりわけ大きいのが物品購入等事務、これの軽減化、それから三点目といたしましては、これは職員課関係でございますが、毎日やっております出勤簿の管理とか時間外の管理、このようなものについて大幅な軽減が見込まれる。それからもう一点、IT化することによって私らが一番期待いたしておる効果として、十五年度までに一人一台のパソコン、これを設置いたします。そういう中でそれぞれ職員の方がパソコンの活用能力、これを向上することによって今まで手書きで行っていた書類の作成等、これをパソコン等を活用することによる時間の短縮、こういうことが現在見込まれる、そのように考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 高度情報推進、いわゆるIT化を図るといのは、事務の省力化・効率化を図るといことが一つの柱なのですね。しかし、その図ることによって住民サービスにどう連動さすかというのが、もう一つの大きな視点としてなければいけないわけです。そこで、十六年スタートということは、もう国の施策の中で明らかなのですね。それに伴って今、今年度の予算を執行することによって効率化・省力化が図れるということになりますと、全庁体制で組織機構の見直しというものを当然行っていかなければいけない。これが十五年度になるだろうなということが実は推計できるわけなのですね。その中であって庶務係を持っているところは、電子決裁制度の移行によって庶務係がかなり減るだろうな。こういう必然的に省力化・効率化・簡素化を図れる部分が随分出てくるわけですね。今後、課長ね、この組織機構の見直しとITの導入に伴う省力化・効率化・能率化をどう連動させて庁内として見直しをしていこうとしているのか、もしわかっていれば御答弁いただけませんか。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

現在、電子自治体を円滑に推進するために、実は昨年五月二十七日に三浦助役を委員長に全部長を委員とする別府市情報化推進委員会、これを発足させました。いよいよ本年四月から行政事務の簡素・効率化の実現に向けた本格的な取り組みに入っております。それで今御指摘のとおり、今後行政コストの削減それから組織の簡素化、また事務の改善などの取り組み、これは全庁的な取り組みになってまいりと思っております。したがって、これらの事業を円滑に行うために、現在行革の観点から企画調整課、また職員の配

置から職員課等々関係各課、主に実務担当者レベルでのプロジェクトチーム、これを編成する予定で現在検討しておるところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 市長、助役それから管理職の皆さんにお願いしておきますけれども、まず、今までの行政運営に要した機構組織というもののバリアを皆さん方の頭からすべて除いてください。行政組織をどのように立ち上げていくのか、白紙からスタートするというぐらいの考えがなければ、この別府市の難局というものは乗り切ることが大変難しい。私だけの杞憂に終わればいいわけですが、先ほど言いましたように、歳入で見ても顕著に歳入減が生じている。歳出にあっては六億もの歳出増になっておる、民生費。これに退職金、こういうものを加えていきますと、まさに震撼とする思いがします。

この機会に皆さんにお願いをいたしておきますけれども、今までの固定化した概念は捨ててください。これは教育委員会、消防署、水道局、全部に言えることです。もうそういう時代には対応できません。

市長、これは厳しい話ばかりではおかしいのですが、私のところに三年生の孫と一年生の孫がいる。パソコンを買う原資は私が出す。それで三年生の子供が言うことはこういうのです。「じいちゃん、清原をプリントアウトしてやろうか」、こしゃくなことを言うのですよ。その私は、やっとインターネットを少し使えるぐらいになった。子供は、学校で習学するから、自分でプリントアウトもするのです。今、恐らく情報推進に投資しているのが、二十二、三億もう投資しているのではないのでしょうか。IT化のために二十二、三億総計でしていると思います。これをどう生かすかは職員の皆さん。そして、市民の福祉にどう連動するかというのが、今から一番特別な問題になる。十分な努力をお願いしておきたいと思います。この件は、これで結構です。

さて選管事務局長、そこに座っているのは大変でしょう。一つ聞かせてください。選挙啓発に要する経費が、今年度新年度に載っています。この事業目的を教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

選挙啓発についてであります。選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、選挙に関して投票の方法や選挙違反、その他選挙に関し必要と認められる事項を選挙人に周知させる目的達成のために各種事業を行っております。

○二十一番（泉 武弘君） ここに「票と金、逮捕日本一汚名返上」ということで、「今、政治は」ということでシリーズで出ました。この中で読ませていただいて、「なるほどな、こんな恥ずかしい県にいるのだな」という実感がいたしております。今春行われる県知事、県議、市議、市長の選挙の予備運動として現在まで注意等をしている件数がありましたら、何件注意されたのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

これまでに選挙違反というよりも、公平な選挙を維持するために各種公選法の規定に抵

触するおそれのあることにつきまして、候補予定者に対して約二十件ほど改善方、撤去方それから是正方など、もろもろのことで指導を行ってきております。

○二十一番（泉 武弘君） 現職議員、議場におられる議員の皆さんにも苦言かもしれませんが、自分の事務所がないところに「連絡所」。田んぼの中に連絡所があるところがある。（笑声）これはいかがなものだろうか。屋外広告物規制条例があるのに、田んぼの中に連絡所がある。これはやっぱり考えなければいかん。ある人は、公園の中に置いていました。あえてだれとは言いませんけれども、やはりこれもモラルの問題だと僕は思うのですね。

最近どうしても許せない、このことだけは許してはならないということがあります。温研から下がってきて市役所の方に来ますと、大分県の公営掲示板があります。ここに現職市議会議員、現職県議会議員のポスターが、ずうっと公営掲示板に張られておりますけれども、局長、御存じですか。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

そこの今、指定された特定の場所の件については承知しておりませんが、市内各地に、各箇所においてそのような類似行為があることについては、承知いたしております。

○二十一番（泉 武弘君） これは全部の議員にかかわることですから、あえてこの機会に名前を出させていただきますが、この公営掲示板に出ております方は、共産党の加藤県議、それから共産党の野田議員、それで平野議員は掲示していましたが、最近落ちました。（笑声）これは共産党の皆さんね、やはり公営掲示板に公職にある人がずうっとしている。あなた方は、いつも違反をするなどが条例を守れとか言う前に、やっぱりもうちょっと考えてくれませんか。今から三人で行って見てください。あなた方の看板が、あそこに、野ざらしと言うのはよくないかもしれませんが、掲示されたままです。それで片方では予算を今度認めるわけでしょう。やっぱりそんなことは議員としてあってはならないことだと思います。そして、皆さん方が出しているいろいろな自宅の壁とかいろいろな壁に出している、それが公職選挙法に抵触するかどうかというのは、私は定かではありませんが、明らかに市民から批判を浴びるのは、この大分県の公営掲示板にあなた方がつるしているポスター。こんなことがあってはいけません。

局長、今申し上げたようなことについて、あなたは先ほど「公平・公明」と言われた。やはり違反については、当然あなたは告発しなければいけないという身分があるわけです。悪いものは悪い。ましてや現職議員がそういうことをするというのは許されないことだ。このことだけ、厳しく注意をいたしておきます。

○十七番（清成宣明君） けさほど、三十番議員からかなり質問がありました、総合体育館のいわゆる別府アリーナの件について若干落ち穂拾いをしておきたいと思います。

まず別府アリーナでありますけれども、本当にいい姿をあらわして、通るたびに期待感



が膨らむわけでありませぬけれども、定礎式も間もなくであるというふうに聞いております。そこで、先ほど管理体制あるいは管理運営体制についての質問がありました。直営でやるということも聞きました。それから人数も聞きました。スポーツ管理士という名前が出たか記憶にありませんけれども、常時一名のそういった指導をする方もおられるというふうに発言がありましたけれども、若干質問といたしますが、懸念があることもありますので、お答えをいただきたいのでありますけれども、まず体制でありますけれども、九人プラス六人という体制でありました。これについて新しく配置をする人、あるいは募集をかけるのかどうかわかりませぬけれども、ぜひ、コンベンションビューローをつくる时候にも申し上げたのですけれども、営業体制をしっかりとれるような形の人事配置、あるいは専門家を擁していただきたいというふうに考えておりますが、この辺の人員についてもう少し、先ほどより詳しくわかっている範囲でお答えをいただけませんか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

先ほども三十番議員さんのときに申し上げましたけれども、現行のスポーツ振興課の九名プラスあと六名につきましては、三名が一応正職員、それから残りの三名のうち二名が嘱託職員、一名が臨時職員で構成する予定で、今、人事の当局とお話をしているところでございますけれども、できるだけ、今議員さんが御指摘のスポーツに精通した職員ということ考えています。

○十七番（清成宣明君） そこで、今スポーツに精通をしたというお話があったのですけれども、私が今から申し上げたいのは、スポーツではなくて、スポーツイベント及びスポーツ観光を目指す体制がそれでできるかなという心配を実はしておるわけでありまして、過去の議会でも申し上げましたけれども、イベント誘致をスポーツ振興課がやることかどうなのかという、観光課と合併してでも、あるいはいろんな形で配置がえをしてでも、やはり観光誘致に向けた体制をとるべきかというふうに申し上げた経過があるわけですけれども、きょうは多くは言いませんけれども、今度の予算を見ますと、八百二十四万か何がしかのイベント誘致にかかわる予算が計上されておりますけれども、そのうちの七百万円は、恐らくこの二十六決まっているイベントに対する補助金援助金という形であるとするならば、来年の三月までに決まっている誘致の予算としては、これはこれでいいのかもしれないけれども、次年度に向けての誘致の体制の費用、予算としては、この中で、では観光誘致あるいはイベント誘致をするための予算として余りにも少ないのではないかと。あるいはどなたが出張するのかわかりませぬけれども、その今、三名の常駐正式職員あるいは嘱託が二名という形でありますけれども、では、そのイベント誘致専門官が配置されればいいけれども、どういう形なのかということについても、ぜひひとつ考えていただいて、ある意味ではこれを「スポーツ観光」という呼び方を位置づけとしてする以上、ぜひその点を配慮していただかないと、二年先、三年先に行われる全国規模あるいは西日本、九

州規模の大会誘致に間に合わないという事態が当然起きてくると思います。三十番議員も言いましたけれども、本来ならばこれがもっとたくさんあって、オープンより以前から来年、再来年に向けての活動の費用がたくさんあってしかるべきではないかと私は思っておりますので、もうこれで出ておりますので、さらなる機会にぜひ増額を市長も含めてお考えをいただいて、一年こっきりで終わることのないように、せっかくの設備でありますので、ぜひ御検討をいただきたい。これは要望をしておきます。予算については、また市長にも要望しておきたい。

それからもう一つ、スポーツ振興課の皆さん、十五名体制でやるのですけれども、私が知っている限り岡山にコンベックスというコンベンションセンターがあります。ここは実は営業マンが一人も配置は今のところされていないというふうに聞いております。しかし、完全な黒字でもって三百六十五日ほぼ満杯状態で別府のコンベンションみたい、ピーコンみたいな大きい施設が稼働しておるわけですけれども、ここの優秀さは地理的条件もありますけれども、一回見えたお客さんが次年度もその次も繰り返し繰り返し、ほぼ同じ時期に、もう帰るときに予約をして帰る。また、その予約を誘致するだけのノウハウをその職員がすでに持っているということでもありますので、一回来たお客さんを逃がさない体制、さらに大きくする体制をその中にぜひ組み込んでいただかないと、次が来ない。スポーツ大会であります、九州大会でありますから、どこかでその次もあるだろうし、その次もあるわけですから、そういったことを職員の皆さんが意識してお客様に接していただけるかどうかという、これがポイントにまた一つなろうかと思うのですね。その中でいわゆるいろんな質問、あるいはどこか観光に行きたい、あるいはどこに泊まりたい、次に来たときこうしたいという形のものが、果たして今、現場におられるスポーツ振興課の皆さんが、仮に全員移ったとしても再教育をし直さない限り難しいのではないかなと要らぬ懸念をされるわけでもありますけれども、その辺のいわゆるノウハウも含めてぜひしっかり検討をしていただきたいなど。皆さん方ができないと言っているわけではありませんから、ぜひそこまで踏み込んだ体制づくり、あるいはイベント誘致づくり、そしてまたそういうふうなノウハウをぜひ検討をしていただきたい。

私は、当初から直営方式よりも何らかの形で独立した、あるいは民間であってもいいからプロパーを養成する方がいいのではないかというふうに思っておりましたけれども、きょうのお話を聞くと直営方式でいくということでもありますから、それもいたし方ないとは思いますが、そこまで配慮したいいわゆる人事といいますか、そういった形でもってお願いをしたいな。スポーツ振興課にちょくちょくお邪魔しますけれども、県内一周でもお世話になりましたしマラソンでもお世話になりましたし、いろんな形でもってスポーツイベントが大変多い、観光課の職員とほぼ変わらないぐらいにいろんなことをやっておりますけれども、これが加わったときに、果たして人員も含めて大丈夫だろうか。ましてやそこ

に誘致するための予算も少ないということになったら、いささか心配をいたしますので、心配をするだけではどうにもなりませんけれども、ぜひ執行部の皆さんもその辺の配慮をいただいて、せっかくのスポーツイベント、そしてスポーツ観光がよい成果に終わるように努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。予算は、もう今したとおりの予算、それから観光宣伝費についてもこの中にスポーツ観光をぜひ織り込む中で総合戦略を練っていただきたいというふうに要望しておきます。

それからもう一つは、今度は市民向けの方でありますけれども、聞くところによりますと、二十六の中に入っていないようでありますけれども、青山校区が、せっかくあそこに体育館ができたので、ことしの校区の盆踊り大会は体育館でやろうという、何かそんな話をあちこち動いておりますと聞きます。たぶん青山校区はあそこは雨を気にせずに盆踊り大会ができるからいいな、南立石もお邪魔しようかなと思っておりますけれども、市民が大いに今度使ってくれることは、また大切なことでもありますけれども、稼働率向上と言ったらおかしいですけれども、そういった大きな大会以外の市民に向けてのスポーツ教室であるとか、あるいは体操教室、あるいは高齢者に向けての健康維持を含めて、トレーニング室もあるようでありますけれども、その辺のことについてどういうふうに基本的にお考えなのだろうか。それから、また高齢者がそういった形で体を動かしたり、いろいろなことができるようになれば、これは確実に予防医学面から見て医療費の減少・節減につながる、削減につながるというようなことにもなるかと思っておりますので、その辺の配慮がなされておるのであるかというふうに危惧をしているところでありますので、その辺のことをお聞かせいただいて、特に問題がなければ、この一点で終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

ただいま議員さん御指摘の市民あるいは高齢者のスポーツの推進といいますが、そういう対策といたしまして、現在トレーニングルームの使用料の料金設定を参考に説明をさせていただきます。

このトレーニングルームにつきましては、一般が二時間三百円でございます。それから四十歳以上五十九歳未満、また中学生・高校生につきましては、二時間二百円でございます。それから六十歳以上は二時間が百円というふうな料金設定をさせていただきました。その理由でございますけれども、四十歳以上につきましては、老人保健法の第二十条医療等以外の保健事業の実施ということで、脳卒中、心臓病、がん等の成人病が国民の死因の過半数を占め、国民医療費においても大きな割合を占めることから、壮年期からの疾病予防及び健康管理が老後の健康保持のために極めて重要であるというものを採用したものでございます。それから六十歳以上の年齢の設定でございますけれども、これは俗に定年というものが六十歳としているところが多く、この年齢になればスポーツからは遠ざかるの

ではないかなと。そうした中で、定年後にスポーツを通して健康管理を促していきたい。これは言いかえましたら医療費の適正化にもつながるのではないかなと思って、そういう料金設定にして中・高年者と申しますか、そういう者に対して健康保持・増進を促していく上で利用しやすい金額ではないかなと考えているところでございます。

それからもう一点、これも先ほどの三十番議員さんのときに答弁をさせていただきましたけれども、福祉保健部の担当課と連携をとりながら、高齢者とは限らず市民を対象にした健康教室のようなものを立ち上げていきたいなと考えております。

○十七番（清成宣明君） わかりました。ぜひ努力をしていただきたいのですが、一点だけ、この議案の条例の中に、休みの曜日がありませんよね。過去、公の施設は大体月曜日が休みであったり水曜日、いろんな規定があるのですけれども、この体育館についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

休みの曜日は、一応水曜日と決めております。と申しますのが、月曜日は市民体育館が休みです。それで歩調を合わせない方がいいだろうということで水曜日に設定をさせていただきました。

すみません、申しわけありません。それから、あと年末年始の休暇ということでございます。

○十七番（清成宣明君） それはそれで、市民に向けての休みはあってもしょうがないかなと思うのですけれども、全国規模、その他の休みについて、その辺のところは、今度は逆にいろんな大会、これはスポーツに限らずあそこを利用できる施設として要求されて二泊三日、三泊四日というようにあったときに、例外措置としてオープンをするのかどうか、そういうときはどうなるのかということが、実は余り詳しくはないのですけれども、その辺についてどうですか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

今申し上げるのが確実ではないかもしれませんが、一応水曜日に設定させていただきましたのは、大きな大会が金曜日から月曜日までかかるのではないかな、そういうことが一番でございました。それから、今、議員が御指摘のそうした火曜日に来て次の日となれば、その辺は柔軟に対応していきたいなと考えております。

○十一番（高橋美智子君） 一般会計の二百九十六ページの東別府駅改修工事費補助金についてお尋ねしたいと思いますので、関係の課長さん、お願いいたします。

これは、地域の人たちやいろんな方たちから要望がありまして、これが補助が、市の指定をして補助金をつけたということで、皆さんの望まれたことではございますが、ちょっとこれについて中身をお尋ねいたします。建設工事の補助金の総額ですね、これは幾らなのか。市は一千八十六万八千円というふうな、私は大きい金額だなと思ったのですが、JR

の負担はどうなっているのか。それから、これは新築なのか修復なのか、それを教えてください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

今回、JRが改修を東別府駅駅舎を改修するわけですが、これはもうすでに明治四十四年に建築して九十一年たっているということで非常に老朽化が激しいというところから修復工事をするわけですが、今回、屋根地から外装、内装、すべての工事をやるというようにJRの方から聞いております。現在のところ、その工事費の予定額のおおむね半額ほどを予算計上させていただいております。

○十一番（高橋美智子君） そうすると、JRが半分持って一千万ということのようですが、これはちょっと修復で、東別府の駅舎の修復をするということに対して、これだけではなくて外装もするという、そこら辺がちょっとよくわからないのですが、そこをちょっともう少し説明していただきたい。

というのは、私は一番最初的时候に、この問題が出たときに、建設の方の関係者から、これは一千万ぐらいでできるのではないかと、文化的建造物としての材質といいますか、それについてはこれぐらいで済むのではないかと。そうすれば折半で市も五百万ぐらいでいいのではないかとというようなことが、新聞にたしかあったと思うのですよね。それで、これが二千万以上に上がって、この建築物だけのことでなくて外装もするということになるちょっと、どうしてそうなったのかわかりませんが、それは必要なことなのでそういうふうになれば構わないわけですが、ただこれ、条例で補助金の規定なんかありませんよね。補助を出すということになっているから、外装とかそういう規定がない中で、この規定づくりも必要になってくるのではないかと思いますので、そこら辺をもう少し説明してください。

それからもう一つ。この施工する業者ですね。これは特定の何かものがあるのか。それは地元の業者ができるのか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

まず、今回、先ほども御説明申し上げましたけれども、明治四十四年に建築された建物ということで老朽化が激しいということから、JRの方は補修をするということでございますけれども、これになったいきさつについてちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、JRの東別府駅舎の建てかえ計画から保存について地元から強い要望もあり、また教育委員会といたしましても、日豊線の各駅舎が次々と改築・改造されていく中で、最も建築当時の形態を残しているという駅舎であるところから、大分県の鉄道の歴史を知る上で欠くことができない貴重な建造物であるとともに、浜脇温泉でにぎわった交通の拠点として浜脇地区の発展に寄与した重要な史跡であるとの認識から、市指定の文化財として

保存していくために、ＪＲから同意をいただきまして市の指定の文化財に指定をしたところでございます。ＪＲでは、そういうところから老朽化している駅舎の修復工事をやりたいというところから、別府市の文化財保護条例に助成の規定がございます。これを適用して今回助成をしていこうということでございます。

それで、工事費でございますが、屋根部分は一千万ほどかかります。それと、建物が古いので外壁も当たらなければいけない、内装も当たらなければいけない。そういうもろもろの工事すべて合わせて大体二千百万ほどになると、二千二百万ですか、この程度の修復工事費の予定が出ておるわけでございます。

それと、先ほど御質問の中で業者のことがちょっとあったのですが、別府市にも指定業者がございますが、ＪＲの方にもやはり鉄道特異工事資格確認業者という業者が、登録制度があるようでございます。これに登録してなければ、ＪＲの所有しているもろもろの工事ができないというようなことを聞いております。

○十一番（高橋美智子君） これは、私は、この文化財建築物がみんなの期待に沿うものであればいいわけです。ただ、ＪＲの持ち物であるから、近代化遺産と言われるものの価値づけがそこでできて、きちんと建設ができて、そしてこれに乗じて、いわばついでにもう全部直すと。ついでにと言ったらおかしいですが、屋根部分というのを、建築物そのものは一千万ぐらいでできるということであろうと思うのですよね。それで、あとのＪＲの屋根といいますか、上にあるいろんな配線と、私たちは専門的にわかりませんが、それも一緒にするということで、そのお金をつけて一千万をすると、何かちょっと、建築物そのものだけの、私はそういうふうに考えてしたのに、ついでにそれをするのも、市が認めるといいますか、そういうことが、これが前例になって、後の今度はいろいろなときにこういうのが影響を及ぼすのではないかと、そういうことをちょっと危惧しますので、これはちゃんとできるということであれば、もう問題ありませんけれども、それをきちんと条例の中に規定をやっぱり盛り込むべきではないかと、そういうふうに思いますので、これからも検討していただきたい、そういうふうに要望しておきます。（「当初のＪＲが計画したのが一千万だった」と呼ぶ者あり）

はい、それでは……（発言する者あり）次に行きます。二番目は百四十二ページの（発言する者あり）ちょっと静かにしてください。身体障害者生活支援に要する経費について質問いたします。

これは、ことし、本年度は何か九千五百二十九万になって、昨年は一千五百万ぐらいあった生活支援が減に大変なりましたけれども、これについて説明をしていただきたいと思っております。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

この市町村障害者生活支援事業でございますが、御承知のように昨年十二月二十七日に

厚生労働省の方が、補助金ではなくて普通交付税の方に算入するということを決定いたしました。その時点ですでに国の方から基準が示されておりました。それで予算要求をいたしておりましたが、その金額に基づきまして、今回九百五十二万九千円という金額を計上させていただきました。この補助金が指定補助金でございましたが、今回は普通交付税に算入されたということで、別府市、杵築市、日出町、山香町、二市二町にもそれぞれ算入されておりますので、今後、この負担区分につきまして今協議をいたしておるところでございます。この負担区分が決まりましたら、またこの金額についても補正をするようになるかとも思いますので、その時点でまたよろしくお願いいたします。

○十一番（高橋美智子君） これは今、県の方でも、いろんな団体の方たちが、「福祉のまち」と言われる別府市が、特にたくさんの障害の人、子供さんもおられますけれども、そういう中で自立支援というのが一番大事になってくると言われているわけですが、その中で自立生活の相談支援を切ったということは、本当に困るだろうと思うのです。これはもちろんその当事者も困りますけれども、私は、その担当する人たちが、これをいわば委託業務でその人たちにしてもらっていると言ったら悪いのですが、そういう中でこれを切られたら、例えば市の方がこれに携わってできるのかというと、なかなかこれはできないのではないかと思います。多くのボランティアの方たちがたくさんこれにかかわってやっていますし、ですから、一番困るのは市の行政がやはりこれを減にするということは、一般財源で交付税が来なかったので、この一般財源ということの規定どおりにいけばそうですけれども、しかし、これは特に私は考えなければいけないことではないかと思いますので、それについて骨格予算であるから今のところはこういう形でしておいて、次には考えていただくと、そういうようなことなのかを、ちょっとそこら辺を説明願えませんか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

この予算は、十四年度までは一千五百万予算がついておりました。そうしたところが今年度の予算につきましては、国・県の補助がなくなりました。国・県が四分の三補助をしておったわけなのです。十四年度までですと、別府市が四分の一、三百七十五万でよかったわけですが、一千二百二十五万補助がなくなったということでございます。そのかわりに交付税に算入したということになっておりますので、骨格予算ということもありますので、一応去年の予算の約半分を上げまして、交付税の中に幾ら入っているのかというそれを調査しまして、また六月議会、九月議会に補正をいたしたい。そのときには二市二町にも交付税が入ってきておると思いますので、圏域で作業をしますので、そこからも予算を出していただくと。別府市だけでやるのではなくて、二市二町でこの事業を一緒にやっっていこうという考えを今県と話をしておるところでございます。

○十一番（高橋美智子君） そういうことで話を進めて、特に別府市はこのことについてはぜひ削減にならないように、一般財源からももしできるような方向であれば、やはりそ

ういう措置をしなければ、たぶん今までのこの障害福祉の問題はこんなところからできないのかということの皆さんの気持ちといたしますが、今までしてきたことが、大変いろんなボランティア的なことをしてきた人たちが大変力を落とされる結果になるのではないかと思いますので、ぜひこの問題は本当に真剣に考えていただきたいということを要望しておきます。

次は、やはり同じように障害福祉課で百四十三ページの身体障害者福祉センター管理運営に要する経費で、議第二十五号の条例の一部改正。これは私、ちょっと何かこの提案の理由を読んでわからないのですが、「雇用能力開発機構の業務の特例としてその所有にかかわる福祉施設の譲渡に関し、本市と同機構との間で売買契約を締結し、当該福祉施設が本市の所有となることなどに伴い、条例を改めようとするものである」ということで、前、どなたかが何かこれを質問した経過があると思うのですがけれども、この売買契約の金額が実際に書かれていないから、このままでいいのかなというふうに、書かなくてもいいのか。幾らかとかそういう金額がないのですので、どうなっているのか。

それから、体育室の専用使用が入っただけで、その中身は変わってないわけですね、事業内容は変わってない。それで、なぜ前年度がゼロなのか。そこら辺がちょっとおかしいのではないかと、私が考えてですよ。そこがわからないので、その説明をしていただきたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

この身体障害者福祉センター及び体育センターでございますが、体育センター部分につきましては、雇用能力開発機構が三月三十一日まで、ことしの四月一日から別府市に移管されます。金額につきましては一万五百円という金額でございます。それで、別府市に体育センターが移管されますので、別府市の施設になりますので、今回この金額については変わっておりません。この体育館の使用料でございます。それを今回、条例の一部改正ということで出させていただいております。

○十一番（高橋美智子君） いえ、だから、その売買契約の金額は、この条例の中に書かなくていいのかということですね。そこを説明をしていただきたいわけです。

それから、この事業内容は変わってないと今言いましたですね。ですから、それが前年度が何で、しているのかかわらずゼロというのですね。前、使っているのではないですか。そんな形がどうも私は、その事務処理といたしますが、それがわからないのですけれども。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） ゼロとはなっておりません。これは昨年もありまして、五百九十九万四千円管理に要する経費がありまして、ゼロとなっているのはミスでございます。（「どこでどう訂正するのか」、その他発言する者あり）

○財政課長（友永哲男君） ちょっと訂正をさせていただきます。



先ほどの「ゼロ」の件でございますが、今までは五款の中で計上いたしておりました。項目の款の中が違います。今回は、こういうふうに売買契約で移ったということで、新しく身体障害者福祉センター管理費ということで今までは五款の中にありました。それが今回は三款の中で計上したということで、「ゼロ」ではございません。金額的には同じでございます。大変申しわけございません。

○十一番（高橋美智子君） わかる人が答えてくれたら、もうすぐわかるので、ちゃんと答えてください。

では、次に行きます。次は百六ページの男女共同参画に要する経費、これについて昨年度よりも減になっていますけれども、なぜ減なのか、それを説明してください。

○企画調整課長（安波照夫君） 御説明いたします。

百六ページの男女共同参画に要する経費でありますけれども、昨年度が百三十一万三千元、今年度が百十七万六千元というような形の予算計上になっております。

減の部分でございますけれども、まず印刷製本費関係の部分について、私の方でつくった部分のPR誌等につきましては、自分で、自分のところの課の職員が手づくりでしたというような形で減になっております。

○十一番（高橋美智子君） 私がなぜこんなことを言うかということ、実はいつも別府市は女性のフォーラムを二月にやってきたのですね。ところが、二月二十三日に「しっかりして別府」というので、「別府市民の会レディースフォーラム」というチラシが出てきました。それで、これを間違っ、今まで女性のフォーラムをやっていましたので、これと間違ってお尋ねになった方が、私のところに何人か、これはいつもしている女性フォーラムかなということで、二月を見たらそれがなくて、市の方は、男女共同参画フォーラムを三月にしているわけですね。それはそれでもいいわけですがけれども、この会場が別府商業高等学校の体育館で、それもしかもしかもコーディネーターは教授の方ですがけれども、パネリストは学生さん、保護者、市内の留学生というふうにして、このチラシが後から来たわけでございますけれども、このレディースフォーラムと、普通だったらフォーラム、女性のフォーラムですということなので、実際に女性問題をやるのだろうということ、皆さん期待を持って行きましたら、実はこのポスターの井上信幸さんの、市民のこの封筒をしっかりといただいて帰ったということでございます。

それで、なぜこういう紛らわしいことを……（発言する者あり）違うわけですよ。ですから、こういうこと、紛らわしいことをしないということが私はやはり必要ではないかと思えます。なぜかということ、今まで二月にきちんとフォーラムをやっていたわけですから、そして女性のその中身でも話をして大変いいお話もあったようでございますけれども、しかし、やはりこのフォーラムの今までやっていた女性のフォーラムの人たちにすれば、ちゃんと今までがこういう時期にやっているのですから、当然そういうふうにと考えると

ます。だから、そういう意味でこういう紛らわしいことはやめていただきたい。そういうことについて、ちょっとどうですか。（「それは質疑と関係ないではないか」、「後援会の活動を議案質疑でやっていいのか」、その他発言する者あり）

○企画調整課長（安波照夫君） 私は、議員さんが言われることは、今初めて議場でお聞きしたことでございますので、ちょっとその辺は、私どもからはちょっとお答えはできません状態でございます。よろしく願います。

○十一番（高橋美智子君） 一言ちょっと女性の行政について、私は今まで八年間このことについていろいろ提言をしてきました。しかし、一つも前進をしていないというか、少しどこかの面は前進したかもしれませんが、しかし、これは今まで本気にやろうとするならば、これを真摯にきちんと計画を立てたものをしてなければいけないと思うのです。そのためにプランを昨年度立てたわけです。そして実施計画で何をするというものもきちんと明記をして、皆さん、あなたたちが言われたのは、何を言ったかということ、女性行政についてはいろんなこの別府市の市役所の職員の方たちも啓発が必要だと、そして研修もしなければいけないと。そういうことで啓発の力にしなければいけないということでこの予算をとったのではないかと思います。ですから、この予算にそぐわないような、そぐわないと言ってしまうといけないかもしれませんが、やはりこれは考えるべきではないか。そんな予算のつけ方はやはり考えていただきたい、そういうことをひとつ要望しておきます。（発言する者あり）

それから、介護保険の二百九十六ページ、これは特別会計の介護保険のことでございます。介護保険の、先ほどちょっとお話もありましたけれども、介護保険料が引き下げになった根拠となったことですね。これについてももう少し詳しく教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

引き下げの理由でございますが、ちょっと詳しく御説明申し上げます。

第一に、介護報酬が全体で二・三％のマイナス改正となり、介護給付費が引き下げられたことが一つ。第二に、第一期事業計画の達成率が、十四年度の見込みを含めまして三カ年で八五％程度にとどまる見込みとなり、事業実績ベースで一九・六％のサービスの伸びを見込んで、第一期計画と比較し一・五％の伸びに抑制されたこと。第三に、国からの五％を基本とする調整交付金において、本市の後期高齢者加入割合が全国平均と比較し高いこと。また、所得段階別被保険者割合において、第一段階と第二段階の低所得者層が全国平均を上回ることにより二％程度の上乗せ交付が見込まれること。第四に、大分県に拠出する財政安定化基金拠出金の拠出割合が、第一期から五分の一に引き下げられたこと、以上が約二％の引き下げが可能となった理由でございます。

○十一番（高橋美智子君） これ二％、ほかの保険料は、介護保険料は見直しでどこも、五十八市町村のうち三十四市町村が高くなっているわけですね。現行どおりが二市あっ

て、安くなるのが二十二市町村と推定されているわけですがけれども、これは上がるという理由は、サービスの利用料、給付が伸びるということ、だからそれをきちんと使っているという大事な要素があるわけですがけれども、別府市は八五%ということで、ほかのところより少し低いところにとどまっているわけですがけれども、この一期の決算ですね。大体どういうふうに残高というか見込みですね、残っているのか、それをちょっと教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

第一期、十二、十三、十四年度の決算の見込みでございますが、前年度の決算剰余金が翌年度の繰越金歳入となり、ほとんどの部分が歳出で積立金となり、予算総額が歳入歳出で重複して膨らんでまいりますので、保険給付費の決算状況でお答えいたします。平成十二年度の介護保険給付費は四十六億五百五十一万一千円、平成十三年度の介護保険給付費が五十五億二千八百三十二万七千円、平成十四年度の給付見込額が六十一億百二十九万七千円、三カ年の給付総額にしまして百六十二億三千五百十三万五千円の見込みでございます。この結果、三カ年の剰余金部分となります介護給付費準備基金への積立見込額は、平成十四年度末において四億四千五百五十二万二千円となる見込みであります。また、第一期事業計画に対する達成率は、三カ年で八四・八%の見込みでございます。

○十一番（高橋美智子君） これは、基本的なサービスをしたときに、別府市は最低といえますか、基本的なサービスのみ、そういうことでしか結果が、また八四%の実施といえますか、それで本来はもう少しこれは使われるべきことがあったのではないかと思うのですけれども、それでこのお金が、今のお聞きしていると、四億五千万近くあると。それは私は前も一般質問をしましたけれども、グループホームなどの最初の前倒しで使わなければいけないものがされてなかったことで、随分残っているのではないかという質問をしましたけれども、このことで、この最低限のサービスをするということで、今度の次年度ですね、今年度から十七年度までですか、三年間のこの計画のどういうサービスをするのか。今までどおりのサービスなのか、それとも、今の基本的なサービス内容は変わらないけれども、どういうふう膨らませていくのか。それから、それに対して調査をしていますよね。そういう調査の結果にサービスが沿うというのか、それでサービスを広げていて、膨らませているのか。そこら辺のところを御答弁ください。

○介護保険課長（杉田 浩君） 今後の第二期のサービスをどのくらい膨らませたかということでございますが、第一期事業計画と比較しますと、計画部分では一・五%の伸びとなっておりますが、実績ベースで比較しますと、報酬改定前で二一・八%、改正後においては一九・六%の伸びを確保しております。第二期事業計画の給付サービス量につきましては、利用者に対する市民アンケート調査により、各必要サービスに応じ十分な調整をいたしたつもりでございます。また、特にグループホームの件でございますが、十七年には

百二十六人、十九年には百三十五人とかなりの増を見込んでおり、別府市の人口規模、国の参酌基準からすればこのくらいでよいのではなかろうかと考えている範囲でございます。

○十一番（高橋美智子君） どれくらいにサービス量を膨らませるかということについて、大分、今言った二一％かな、二五％近くですかね、サービスを膨らませているということですが、なぜこの二五％のサービスができるのに、なぜ別府市独自の横出しができなかったのか、そういう要求は市民からなかったのか。アンケートをとったでしょう、その中でこれをしてほしいという、サービスを要求する側が一番してほしいことが、この介護保険の中に入っているのか、含まれているのか、それをお答えください。

○介護保険課長（杉田 浩君） 介護保険法によるメニュー外のサービス、通常横出しのことを考えておりますが、現在、平成十五年一月の段階で六十五歳以上の要介護者認定者が四千四百八十七人いらっしゃいますが、居宅サービス、施設サービス利用者は、合計で三千三百二十六人であり、利用者は七四・一％となっております。これは、県下の利用率の状況からすると非常に低い状況となっております。したがって、まず利用率の向上を図るという視点より第二期事業計画においては、最終目標年次の平成十九年までに八〇％に近づけるサービス量を計画しております。また、アンケート調査等によってそういう希望がなかったかということでございますが、全くなかったわけではございませんが、横出しサービスにつきましては、今後利用者のさらなるニーズ等を把握する中で第三期の計画の課題というふうにつなげていきたいと考えているところでございます。

○十一番（高橋美智子君） それでは、時間がないですから、そのサービス、調査した部分ですね、その統計といいますか、後からでも見せてください。

それから、せっかくこういうふうにして別府市の方の介護保険料を安くしようとか、それからサービスをよくしようという努力はよく見られたのですけれども、しかし、二五％の膨らましというのは大きいと思います。それはその実感を受ける方がまた感じればよいわけですが、ただそれでは、市は何が一番大事かということ、そのサービス量の中の質の向上、それから使う側にすれば、使う人たちが、より必要な人が使えるようにやはりそれをパーセントを上げるといいますか、そういうことを別府市がする必要がある。だから、お金を残すことばかりを考えるのではなくて、今言ったようにサービスの質を、それからその評価のチェックですね、それを必ずしなければ、本当のいいサービスの介護保険の意味がないわけです。ですから、それをぜひきちんと今後していただきたい、そういうことをお願いしておきます。

最後です。最後にちょっと南小学校のことを、もう簡単に聞きますので、よろしいですか。

南小学校の建設ですけれども、当初の見積もりよりも低い――簡単に言いますけれども――金額が示されたわけですが、当初予算と今回十五年度の、幾らぐらいのコスト

の削減があったのか。それと、その内容・質は落ちてないのか、それだけお聞きします。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今回、工事費として約九千九百万円の減額をお願いしております。これにつきましては、十四年度当初予算でお願いしたときに概算の面積、また給食室とか幼稚園とか一体型、そういうふうな形のものが見えてない状態で一応予算化させていただいておりました。これは昨年の六月議会でもお答えさせていただいた部分になるのですが、その後、一体型ということになりました。それから標準単価で面積に掛けておりました。それが十四年度に大幅に見直しになりまして、約一割程度落ちております。あとは入札に伴う不用額、これらのごとによりまして、今回九千九百万ほど減額をお願いしたところであります。

○十一番（高橋美智子君） 内容と、それで質は全然変わらないのか、それについて。

○教育総務課長（安部 強君） 内容的には、安い価格でよりよいものをつくる、この最初の考え方は全く変わっておりません。よりよいものをつくる、そういう考え方でやっております。

○十一番（高橋美智子君） では、どういう判断をするのかというのは、もう私たちは専門的ではありませんからわからないので、それは教育委員会の今言われたことを信じて、そういう基準ですね、基準がわかるように、またいろんなことで教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十一分 休憩

午後三時 十一分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○九番（堀本博行君） 大変御苦労さまでございます。それでは、何点が気になる点を質問させていただきたいと思います。

市長の提案理由の説明の中にもございますけれども、昨年の六月議会で私が提案をさせていただいて市長をお願いをした経緯がございます、本庁のトイレの一部をオストメイト用のトイレに改造するというふうな形の予算が計上されております。骨格予算にもかかわらず積極的に予算計上していただきましたことに、本当に市長に御礼を申し上げたい。

（「堀田温泉の件も」と呼ぶ者あり）そのとおりです。朝から市長も、きょうは苦み走ったような顔をしておりますから、ちょっとにこっと笑わそうと思ってね。（発言する者あり）いやいや、本当。総務管理の中で計上されておりますが、場所とか、どこの場所にどういうふうな形になるのか、説明をお願いします。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

昨年の第二回定例会の一般質問におきまして、九番議員さんから御質問をいただきました。その質問の後、市長より、新年度予算に向けてぜひ検討しなさい、さらにこれに加え

まして、庁舎内には乳幼児のためのおむつをかえる場所がございませんので、これの設置に向けても一緒に検討してはどうかという指示が出されましたので、関係各課と協議をしましたけれども、新たに設置するには場所がございません。それで、既存の場所に併設をすれば可能であるということから、新年度に向けて予算を計上させていただきました。オストメイトの設備につきましては、一階の身障者トイレの中に併設をする方向の予定でございます。そういうことから今回計上させていただきました。

○九番（堀本博行君） ありがとうございます。私は、公共施設にこれはあってしかるべきだというふうに思っておりますし、今回、いつの時点で完成するのかわかりませんが、市庁舎にできる。それと、従来民間の施設の中では例えば風月さんが一基用意をさせていただいておりますし、高速道路の由布パーキングエリアにもございます。それに加えて今回市役所それから総合体育館にも二基今回できるというふうになっておりますし、先ほど言いました新設の堀田温泉にも一基常設をされる。さらには新野球場も、建てばの話ですけども、できればここにもそういうふうな形のものが織り込まれているというふうに聞きました。一気に何か視野が開いたような、そういうふうな感じがいたしております。心から感謝をしたいと思っておりますし、さらには特にトキハデパートとか大きな施設ですね、そういう人がたくさん集まる場所の施設については今後、大してお金がかからんと言ったら語弊がありますが、何がしかの補助をしてそこにもそういうオストメイトの方々が使用できるような多機能トイレをさらに増設をしていただきたいと思いますというふうに考えるところであります。

次に、総合体育館のことについて、ちょっとまた、先ほどもお話をいたしましたけれども、この総合体育館の件についても提案理由の説明の中に、災害時に市民の生命と安全を確保するため毛布、食料、医療機器を総合体育館に備蓄をするというふうな形の文言がありますが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○建設部長（由川盛登君） 建設中の総合体育館の中に、災害時の備蓄倉庫、これは地下の駐車場の周辺に四カ所、約百八十平米程度の備蓄倉庫を準備しております。中に入れます備蓄品につきましては、社会福祉課、保健医療課、環境安全課等で予算化して準備をするということでございますので、体育館の方ではスペースを提供するというところで、今仕上げに向かって着々と準備をいたしております。

○社会福祉課参事（井元信次君） お答えいたします。

災害時の備蓄の件でございますが、現在、市内九カ所に分散備蓄してございます。今年度、新たに別府アリーナにできますところの備蓄には、現在、毛布千五百、それから乾パンについては千というふうに新たに計画を予定しているところでございます。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

保健医療課では医療関係でございます。災害救急用医療備品を備蓄しようとするもので

ございます。その中では、これは年次計画でおおむね三年計画でやろうかなということで計画しているのですが、当面いたしますのは、救急医療セット、それから心臓なんかとまったときに電圧を流してする除細動器、それから口の中に入れて気道確保する分とか酸素吸入、酸素ポンベも含めてでございますが、それとか簡易ベッド、それからキヤリングケース、それから車いす、そういうもろもろの器具をそろえる予定でございます。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校教育課といたしましては、備蓄する一つとしまして、体育館に備蓄する品物といたしまして、本年度から五カ年計画でアルマイトから強化陶磁器へ学校給食の食器の変更を進めていますが、これまで使っていましたアルマイト食器を緊急時の食器といたしまして使えるよう収納する計画をしています。

○九番（堀本博行君） 私も最近は何々の活動をしておりますと、いろんな方々とお会いをします。そんな中で先ほども体育館の……（発言する者あり）失礼しました。いろんな方とお話をする中で、特に私は体育館、青山校区でございますので、体育館のことがよく話に出るのです。その中で体育館がもう建ち上がってきました。私なんかは「おお、できたな」と思うのだけれども、よくわからない。よくわからないというか、「体育館に税金を使ってあんなものを」と、こうよく言われます。そのときに私は、違うのだと。さっき言った防災の角度の話をよくするのは、体育館というのは、先ほど表の面という形でいえばスポーツ観光といういろんな誘致をやるような形でスポーツ観光を担う大きな施設なのですよという反面、別府の最大の災害の拠点なのですよと。例えば阪神・淡路大震災程度の地震があったときに、一番恩恵を受けるのが青山校区なのですよという話をすると、「ほうっ」と言ってくれるのだけれども、その中で、食料も備蓄していますよ、いろんな医療機器とか毛布とか、それから別府公園にある水もタンクをちゃんと埋めて、皆さん方は、あの体育館は自家発電で、自分のところで電気を自家発電できるので、冷房暖房全部できるのですよというふうなことを話をすると、「ほうっ」と言ってくれるので納得をしてくれます。そういう意味ではもっと両面で、スポーツ観光という面とやっぱり防災という面でもっと宣伝をしていただきたいというふうに思っております。またさらに、この備蓄については充実を図っていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

次に農林水産課、課長ちょっとお入りいただきたいと思えます。

有害鳥獣被害防止に要する経費というのがございます。これについて簡単に説明を願いたいと思えます。百九十五ページ。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

有害鳥獣防止に要する経費でございますが、イノシシそれから現在は猿とかシカとかそういうものが出ておりますが、そういう有害鳥獣イノシシ等による農作物及び特殊林産物の被害を防除することによりまして、農作物等の安全性並びに経営基礎の促進を図るとい

うことで計上いたしております。

○九番（堀本博行君） 今、課長がおっしゃったイノシシというのはわかるのですが、猿ということもおっしゃいましたよね。猿の害を防御する具体的な、この中に計上されているのでしょうか。それと計上されていれば、具体的に猿のいわゆる猿害といいますか、これに対する防御の仕方というか、それは具体的に何かあるのですかね。ちょっと教えてください。

○農林水産課長（宮津健一君） 失礼をいたしました。猿につきましては、別府市の場合は、この予算的なものはございません。猿につきましては、捕獲をした場合は、大分市の方で予算の計上をいたしておりますので、大分市の方に被害の届けをいたしまして、大分市の方からその被害に対する何と申しますか、そういう対策費、補償等が出るようになっております。

○九番（堀本博行君） 実は高崎山の猿が、前はいわゆる離れ猿というか、それが赤松とか山家とかあの辺によく一匹二匹で出没しておったのですけれども、最近はA群がえさ場に下りてこなくなって、それが何かえさを求めてどんどんこっちの別府の方に攻めてきているというか。私も山家の方をずうっと回っておったら、やっぱりかなり群れになっております。それで電信柱と電信柱の電線をずうっとこう、家族みたいになって、家族というか、お父さんとお母さんと、お猿さんのやることだからよくわからんのですけれども、かなりいるのですね。山家の方をちょっと回っておったら、「堀本さん、ちょっとちょっと」とおじさんから呼ばれて、「堀本さん、これ、何かわかるかい」と見たら、自分で大根を植えておるのよね。その植えておる大根が、頭だけ全部かじられておる。「これ、全部猿だ」と言うのよ。おお、こんなところまで来ておるのかという話になって、「あなた何を言っておる。今は金比羅さんまで来ておるのだ、猿は」と。前は両郡橋の、それから山家の上の方までしか来ておらんかったけれども、最近はえさがないのでしょうか、どんどんこっちの山家とか金比羅さんとか、猿がかなり来ていますよと。一生懸命自分のところで食べるだけの大根とか柿とか。ミカンは余りかじらんとか言っておったけれども、（発言する者あり）それをかじっておった、よく知らんのだけれども、そういうふうな害がかなり出ています。だから、その辺のきちとした補償というのは、さっきおっしゃったように大分市に言えば補償してくれるのかなという、かなりそういうふうなこともありますので、これは要望だけにとどめておきたいと思うのですが、実際そういうことがあります。金比羅さんが第二の高崎山にならんように、ぜひ。やっぱり深刻な問題だと思いますよ、これは。その辺ちょっと認識をしておいていただきたいというふうに思っております。課長いいですよ。何かある、はい、どうぞ。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

現在、浜脇地区の方でそういう猿の被害が多発をしているということは、我々は十分に



認識をしております。

ちなみに猿の捕獲の状況を見ますと、平成十三年度は年間で二十六匹でございました。ところが十四年度現在まですでに七十九匹捕獲をしております。ということは、その裏側の事情というのが、この前、大分市の方で高崎山の職員と一緒に猿の動態調査を行いましたけれども、かなりA群が別府市並びに挾間、庄内町、この周辺に来ているのではないかと。普通は離れ猿というのは、一匹、二匹、多くても十数匹の単位で行動しているわけなのですが、最近は数が数十匹、多いときは百匹を越すような単位でそういう移動が見られます。そういうことでその対策につきましても、我々、大分市と何回も協議を重ねております。鋭意そういう別府の住民、また別府だけではなくて高崎山の周辺の住民に被害が及ばないような対策を早急にとるようにとということで、大分市との協議をこれからも鋭意進めてまいりたいというふうに思っております。

○九番（堀本博行君） 了解。よろしく願いをしたいと思っております。

次に商工課長、お入りください。これは、商工課の中小企業の事業資金と融資に要する経費の中の貸付金という項目が五億五千二百三十万六千円というのが上がっていますが、これを簡単に説明してください。

○商工課長（中野義幸君） お答えします。

二百九ページの二一貸付金でございますけれども、これにつきましては、それぞれの金融機関に対する預託金を計上いたしております。預託金につきましては、協調倍率が四倍ということでございますので、仮に一千万円の方を市民の方がお借りした場合、二百五十万円につきまして預託金を預けるといふ形の予算を計上いたしております。この分につきましては、年度末につきまして全額返ってくる、そういう性格の予算でございます。

○九番（堀本博行君） ここに別府市の融資の御案内というのが、これ、おたくの課でもらったのですけれども、私も何人かにいろいろ相談を受けて、この融資制度をちょっとこう、案内させて持っていったあげたのですけれども、この中で開業資金という項目がありますね。開業資金の項目の中で連帯保証人が不要という項目があるのですね。この中で一千万円までの融資限度額があつて、連帯保証人不要という項目があつて、そういう制度があるらしいけれども、堀本さん、ちょっと教えてくれんかなということで、これを持っていったあげたのですけれども、項目を見ると、融資対象というところを見ると、これはもう課長に申し上げたのですけれども、市内に中小企業者及び開業予定の個人、それと二番目に、「借入金額と同額以上の自己資金を有している個人」と、こうあるのだな。例えば一千万借りるのに、自分が一千万持っておかんと貸さんということなのですよ、これ。私も余り大きな金額を借りたことがないので、一千万なんという金を見たことも余りないので、「堀本さん、これはちょっとハードル高いぞ」というふうなことを言われたのですけれども、一千万持っておらんと一千万借りられぬ、五百万持っておらんと五百万借りられ

んという、このこと自体というのは、やっぱり連帯保証人が要らんからというふうなことを言われればそれまでなのですけれども、これが利用されたことが……、これはことしからかな、去年からかな。これ、ちょっとよく理解できんのですけれども、いかがでございますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

開業資金につきましては、ことし一月から、御存じのように別府市内は廃業する方が多くて新規参入が少ないということを考慮いたしまして、新しい制度というのをつくっております。御指摘のように金利が一・八％、そして無担保、無保証ということで、なるべく参入していただきたいという形のものをつくっております。しかしながら、議員さん御指摘のように無担保、無保証という状況がありますので、銀行との協議の中で、これは五百万借りるのであればやはり五百万ぐらいの資金を持ってほしいというような協議の中でそういうものがなっております。そういうことで問い合わせにつきましては、いろんな問い合わせが今実際来ておりますが、実際にこの制度を実施したというのをまだ報告は受けておりませんが、この制度によりまして新規参入の方がふえるように努力していきたい、そういうふう考えております。

○九番（堀本博行君） 利用者がいないということでしょうけれども、もうちょっとこう、よく金融のことはよくわかりませんが、実際一銭も持っておかんで、そんな貸さんでということなのかなというふうな気がいたしますから、もっとこう……。大変な時代であります、時期でありますからね、もっと利用できるように、あなた方は専門家ですから、私はよくその辺はわかりませんが、善処方お願いをしたい、このように思っております。

それから別府公園。公園緑地課長、ちょっとお入りください。

別府公園のことについても再三、特に若いお母さん方とお話をする中で、別府公園のことがよく話題に出ます。この一千万、毎年別府公園の整備に年度当初にこれぐらいの金額が上がってくるような気がいたしますが、この一千万についての説明を簡単をお願いします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

別府公園に要する経費の一千万ですが、以前園路を簡単な整備をしておりましたが、雨が降ったり、それから日陰の部分等がかなり滑って危険だというような利用者の方の意見も多くて、当課でも調査いたしましたら、かなりそういう部分がございますので、年次計画で園路の整備をしているところでございます。

○副議長（佐藤博章君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をします。

○九番（堀本博行君） いろんな形の整備をしていただくのですが、特に若いお母さん方に、前も御提案申し上げたのですけれども、特にやっぱり子供の声が、先般、松原公園に

遊具を設置していただいて、前は高齢者の方々がたくさんいました。今は小さな子供たちが黄色い声を上げながら遊んでいる風景が、松原公園もかなり変わってきました、以前と比べると。その遊具を、別府公園に遊具がないというのもちょっとおかしいのではないかなという、子供たちが遊べるスペースというのをやっぱりつくってほしいという要望もございます。それと、特によく最近、またこれから別府公園とか芝生とか、春三月、四月、選挙もありますけれども、非常にいい季節になってきたときに、ぜひやっぱり遊具が欲しい、これが一つと、もう一つは、犬のふん。これは何とかならんのかなという相談をいっぱいいただきます。ふん、もうちょっと腰かけるのも悪いけれども、腰かけるのもまずこうやって見て、ないか確認して座らんとというぐらいにいろんなところでそういうものが目につきます。これは散歩される方々のモラルの問題なのでしょうけれども、もっと効果を上げる看板でも、ちょこっと何かこう、だれかがつくったような小さな看板ではなくて、ぱっと大きな看板を据えてもらいたいと思いますし、犬のふんを持って帰るというぐらいなのがもう当たり前のことですから、その辺の啓発、これをしっかりとお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

先ほどの犬のふんの件でございますが、別府公園に限らず市内の各公園でそういう苦情も多々受けているのが実情でございます。当課でも職員全員で朝早くピラを配って啓発したり、それから夕方も別府公園とか南立石公園でそういう活動をしたことも何度かございますが、なかなか効果が出てないのが実情でございます。これからまたそういった看板等のことにつきましても、もう少し大きい看板を立てるなり、それからまた職員でそういった早朝、夕方、利用者の多いときに啓発活動などをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○九番（堀本博行君） 別府公園のことについては、たくさんの方々が憩える場所でもありますから、ぜひそういう方向でお願いをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、先ほど堀田温泉のことである論議が活発に行われておりましたけれども、一つ気になった点があります。午前中の質疑の中で、今係争中、裁判中だから条例提案を云々というふうなことが言われておりますが、私は、このやり取りを聞いて「えっ」と思ったのは、その発言の中で、訴訟、裁判のこの訴訟ですね、訴訟が妥当だったから裁判所が受け取った、受理したというふうな発言がありましたけれども、それを聞いて、ちょっと待てよと、そう思っています。実際今回の裁判そのものが不当な裁判ということではありません。これは最初に申し上げておきたいと思いますが、前段として、今全国的な国レベルでもいわゆる訴権の濫用というのがよく言われています。要するにどんなことがあっても裁判をすれば、一応裁判所としては受け取る、受理をするというふうな形になっておりますから、今後こういう問題、例えばいろんな問題が出てき

ます。こういういろんな問題が、行政に関するいろんな、賛成だ、反対だというふうなやり取りが日常茶飯事ありますけれども、裁判をやっているから行政がいろいろ言うてはいけなとか判断してはいけなというふうな物の考え方というのはどうなのかなと思います。ややこしい問題は全部では司法に持っていけば、行政としては何もできないのかというふうな判断、基準というものが、今回このこと自体で変な前例ができて困るなど。今申し上げましたけれども、今やっている裁判が不当だと言っているのではありません。これはきちっと言っておきますけれども、その前段として、係争中だから行政は何もやってはいけなというふうな物の発想、考え方というのはどうなのかなと。だから、行政の方々もやっぱりきちっと市民の目線に立ってしっかりした判断をお願いしたい、このことをお願いして、私の質問を終わります。

○八番（野田紀子君） 十五年度一般会計予算の百四十五ページです。同和対策に要する経費というのが上がっておりますが、この百四十五ページの下から二番目と一番下の団体に対する補助金が、十四年度は三百万と二百万で補助をするという予算が組まれておりましたが、同和対策事業というのが十三年度末をもって終わるという通達もありまして、この経過措置として続けるという答弁をいただいております。同和教育予算の方は前年度に比べて減っておりますけれども、今回の予算は前年度と変わらん、もしくは二百万だったのが三百万で、百万ふやす予算になっているのはなぜでしょうか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

団体補助金につきましては、平成十四年度は一応予算では三百二十万解放同盟さんに、それから全日本同和会さんには三百万計上しました。決算では、執行では部落解放同盟さんを三百万。二十万減額になりました。全日本同和会さんにつきましては、ちょっと組織の関係で八月に結成され、新しく支部長が決まりましたので、その間の何カ月ですか、二百万の執行という。話し合いの結果、月割りでさせていただきまして、十四年度は二百万ということで執行いたしました。十五年度につきましては、一応前年の三百万で両方とも予算計上しております。これにつきましては、これからの各話し合いで、運動体との話し合いにおきまして減額の方で話していきたいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） 減額の方といたしますと、先方が承知しなければ、これはこのまま三百万で推移するおつもりでしょうか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

まず、ちょっとこの補助金につきまして、事前にちょっと御説明させていただきます。

これは平成四年度の地域改善対策特定事業にかかわる財政上の特別措置に関する法律、俗に言います地対財特法でございますけれども、これは平成十三年度、十四年三月三十一日で期限が切れました。これにより地域改善対策、特別対策といたしますけれども、個人対策、施策でございますけれども、これは法令上の根拠がなくなりまして、しかし、平成十

二年十二月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行されました。同和教育を広く人権問題として位置づける中で、差別がある限り人権教育の啓発を継続的・発展的に推進していくことは行政の責務である、今後も人権同和問題の解消に向けた運動団体の側面的な支援として、別府市補助金等交付規則に沿いまして交付してまいりたいと考えております。その金額につきましては、今申しましたように、県下の補助金の交付の状況、それから地域性、特殊性を勘案しながら運動体と今後も減額の方で協議するというところでございます。

○八番（野田紀子君） そうしますと、その経過措置というのは、いつごろまで大体続けられる予定がありますでしょうか。

○人権同和教育啓発課長（藤沢次郎君） お答えいたします。

それについては、いつまでかはちょっと今言明はできませんけれども、極力執行までにしたい、だから、あと一、二カ月の間には話を持っていきたいということでございます。

○八番（野田紀子君） 同和地区と一般の格差というのは、もう基本的になくなっていないと思います。時代おくれの認識ももうすでに解消過程でございます。国や行政の特別な対応による教育啓発の必要はもうほとんどないのではないかと考えておりますが、この同和対策に要する経費の方も早く打ち切りといいますか、経過措置を早く終わらせて、市民が納得できるような補助金、団体の補助金ですね、ほかの文化団体の補助金と同列に早く扱ってほしいと思います。

○四番（平野文活君） 私は、議第三十号についての質疑がありましたが、二十九号、三十号に関連して質疑を行わせていただきます。

二十九号の清算金一億六千万円というのは何かと。提案理由にはコース改修費用を株式会社扇山ゴルフ場が負担したので、というふうにありますし、また三十号では、ゴルフ場移転計画に伴って県道つけかえ工事の負担金として約一億円というようなことなどが書いてありますが、この議案を読んだ限りでは、ちょっとよく理解ができません。午前中の質疑の中でも、もう随分古い話で、長い間の複雑な経過がある、ちょっと説明を聞いた範囲ではそういうふうに思いまして、短時間の説明だけでは現在もよく理解できてないところがあります。したがって、その調査会なり詳しい資料なり、そうしたものを各議員に提供するというでなければ、この議案の趣旨といいますか、よく私は理解できないのではないか、こういうふうに思うのですが、まずその二十九号の一億六千万円というのはどういうものかということをお聞きします。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

まず二十九号関係でございますが、これは九州横断自動車道の建設に伴いまして、扇山ゴルフ場の三番、四番のコースが買収されることから、別府市と道路公団との間で昭和五十八年三月に扇山ゴルフ場のコース改修にかかる補償契約書というのを締結いたしまして、

別府市が補償金を二億五百七十三万三千円受領いたしたところでございます。この時点におきましては、別府扇山ゴルフ場というのは市の公の施設というような位置づけになされておりまして、コースの改修は別府市が実施をしまいったというような経緯がございます。この間、別府扇山ゴルフ場の天間への移転ということと、天間における新ゴルフ場の建設計画というのが持ち上がりまして、一時改修工事が中断したような状況でございましたが、最終的には、先ほども説明をいたしました、昭和六十二年四月に中村市長が就任後、このゴルフ場の問題については白紙に戻し、そして最終的には現在地での改修と存続というようなことになったわけでございます。そこで、それと同時にこのゴルフ場の形態も当時は公の施設ということでございましたが、これが経営の実態とそぐわないということで、条例等の整備も行いまして、市営のゴルフ場から、経営が株式会社別府扇山ゴルフ場の経営というようなことになってきておりまして、そして、このコースの改修につきましても、やはり実際に経営をしている株式会社の方に任せるべきだということから、これ以降につきましては、改修は株式会社の方で行っております。

したがって、日本道路公団からの補償金二億五百七十三万三千円から、別府市の方が、先ほど言いましたように、暫定のコースなど一部実施をしております、この金額が四千四百二十六万八千九百五十円でございますので、これを差し引いて、お手元の議案にありますように、一億六千四百四十六万四千五十円を別府市が株式会社別府扇山ゴルフ場に、扇山ゴルフ場が実施したコースの改修費用として支払うということで、双方合意に達したということで今回和解したいという考えのもとに議案をお願いいたしております。

○四番（平野文活君） 非常に素朴な疑問でございますけれども、約二億円の補償金というのは、これは道路公団から別府市がいただいたわけですね。その補償金というのは、なんですか、土地の買収費ですか。

○企画財政部長（須田一弘君） 先ほど言いましたように、横断自動車道の建設の関係で当時のゴルフ場の三番、四番コースが買収されるということで、当時補償金の積算の考えとしては、当時のクラブハウスの西側の方をちょっと改修して、もとの形に近いようなゴルフ場にするというような積算のもとに補償費と、用地代とは別に補償費ということで約二億五百万の補償金をいただいたということでございます。

○四番（平野文活君） 土地代とは別に補償費というと、土地代は幾らもらったのでしょうか。その補償費というのはどういう意味か、もう一回説明してください。

○企画財政部長（須田一弘君） 土地代につきましては、約十一億円をいただいております。それと補償費というのは、先ほど言いましたように、三番、四番コースが買収されることに伴いますところの扇山のゴルフ場のコース改修費用というようなことでいただいております。

○四番（平野文活君） そうすると、そのコースの改修費用として約二億円いただいたと。

しかし、四千四百万ちょっとしか実際は使っていない。ということになりますと、そのあとの一億六千万円余りというのは、どこにそのお金は消えたのですか。

○企画財政部長（須田一弘君） 先ほども言いましたように、五十八年当時二億五百万円を公団からもらったときの財産の所有形態が、別府市の公の施設ということで、別府市において改修するというこの中で、先ほど言いました約四千四百万を別府市の方で工事をいたしたところでございます。その後、このゴルフ場の関係で天間への移転、そして新しいゴルフ場をつくるのだということで、今のゴルフ場の改修計画そのものが一時中断をしておりましたが、その後の経過の中で天間の移転の関係が白紙に戻り、現在地での改修存続ということになったわけでございます。したがって、先ほど言いましたように、財産の形態そのものもちょっと変則なことがございましたので、条例等を整備いたしまして、別府市営のゴルフ場から、経営が株式会社扇山ゴルフ場の経営ということになりまして、その後の扇山ゴルフ場の改修工事については、実際に経営をしている扇山ゴルフ場の方に任せるべきだというような考えのもとで、それ以後のコース改修工事につきましては、現実的にはすでに扇山ゴルフ場がやっておるわけでございます。この金額については、約二億円程度もうすでに執行しておりますので、先ほど言いました二億五百万円から、別府市が四千四百万円を使っておりますので、残りの一億六千万円を扇山ゴルフ場の方にもうすでに執行した費用に充当するというような考えのもとに、今回和解議案を提出しているということでございます。

○四番（平野文活君） 同じ説明を二度していただいて恐縮でございます。経過は、今の説明でわかりましたが、その説明を聞いた上でお尋ねしているのですが、約二億円のコース改修のための補償金を別府市がいただいたと、土地代とは別に。四千四百万ぐらいは実際に改修費用に使ったが、残りの一億六千万は改修費用に使ってないのでしょうか。その後、株式会社になった扇山ゴルフ場が、自費でもって約二億かけてコースの改修工事をやった、こういう今御説明ですね。ですから、最初にもらった二億円のうち、余っている一億六千万円余りはどこに消えたのですか、何に使ったのですかと、こう聞いているわけです。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

この件は、横断道の話ができた時点でございますから、昭和五十八年でございますが、その折に別府市が公団と交渉する中で、土地代と補償費を総計で十三億幾らだったと思いますが、それを一括受領させていただいたわけでございます。それから、なぜ一括受領いたしましたかと申しますと、それは公団との約束の中でそういう取り決めになったわけでございます。ただし、その補償費の内訳が何かと申しますと、原因は、当然管理運営会社の扇山ゴルフ場株式会社が設置をされまして、そのゴルフ場におきまして樹木、芝等の資金を投資したわけでございます。それで土地は市有地でございますから、その上の付加価値の分が実は扇山ゴルフ場の物件に、財産になるわけでございます。そういう関係で十三

億の合計の総額を別府市が一括に受領いたしまして、後日扇山の改修にあわせて、市の方から扇山ゴルフ場に返しましょうという取り決めがあったわけでごさいます。それが現在までずっと延ばされてきたところでごさいます。その間におきましては、先ほど申しましたように、ゴルフ場の移転の問題が出てまいりましたので、それとの兼ね合いも後半に含まれております。しかし、基本的には土地代と補償費と一括受領を十三億強公団から受領いたしまして、それを後日扇山ゴルフ場に返しましょうということの取り決めは、その時点でなされたということに基づきます清算、それに伴います和解でごさいます。

○四番（平野文活君） 聞けば聞くほどその協定、取り決めとかいうのはどういうものだったのだろうかとか疑問がわいてくるのですが、そういう複雑な経過ももうちょっとよく説明をまた後でも受けたいというふうに思いますが、実際に今のこの不況の中、三十号の議案も合わせると約二億六千万のお金を別府市の一般財政からゴルフ場の方に支払う、こういう議案でありますから、二億六千万もあれば今の市民のいろんな切実な要望を実現するのに相当な事業ができるなというふうに率直に思うわけですよ。それを約二十年前からのいろんなことで払ってなかったのだと、話し合いができてこうなったというふうに簡単に説明されても「それは結構なことですよ」と、こうならんわけですね。ですから、率直な疑問として、二億円現実にもらったわけではないですか。四千万しか使ってないわけではないですか。土地代は、それは何に使おうが一つの収入として当時の市長の判断なり議会の議決でもってできると思いますよ。補償費として、いうなら使い道が特定された財源を何かほかに流用してしまったということなのかどうか、そこら辺をちょっとはつきりさせていただきたいなと思います。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、別府市が一括で受領させていただいたわけでごさいます。そこで、当時の市長と公団との約束の中では、その二億強につきましては、扇山ゴルフ場が移転の問題も絡んでおりましたので、その関係、改修等を含めて行うときに、そのいただいた補償金を財源として関連事業もいたしまししょうという約束をしていたようでごさいます。しかしながら、その後のいきさつの中で、その相当額の事業が事業費として充当されてなかったということでごさいます。今回そのいただいた補償金と実際に別府市が負担をいたしました経費を差し引いた形で、今回このように計上させていただいているということでごさいます。

○四番（平野文活君） 実際そういうコースの改修に使わなければならないお金として約一億六千万あると。しかし、実際にその移転だとか何とかということで、すぐそれが執行できないといひますかね、そういう事情だったのだからと思うのですね。そうすると、そのお金は、私もその辺詳しくはありませんが、その辺そういう話し合いというか、方針が明確になってきちっと決まった段階で執行するというので、何らかの形でとっておくと



いのですか、供託とか何か、そういういろんなあれがあるのではないですかね、いずれにしてもわかりませんが、そういう経過で一億六千万はもうどこかほかで使ってしまったと。約二十年たった今、話し合いがついたから、今の市の財政の中から金を払えと、こういうような話ですからね、どうもちょっと合点がいかんわけです。

もう一つ、三十号に関してもよくわからないところがあるのですが、県道ですよ、県道の工事だから県の施行でしょう。それに対して今でもずうっと予算がいろいろ上がってきますけれども、市の負担金というふうなものもありますよね。扇山ゴルフ場が県道の工事について負担金を出した、こう書いていますけれども、それを今度は市が払うのだと、こういうみたいですがけれども、その当時、市の負担金というのはなかったのですか。市の負担金があった上に扇山ゴルフ場の負担金もあったのですか。そして、扇山ゴルフ場の負担金として払ったのは、なぜ今市がまた上乘せして払わなければいけぬのか、ちょっとその辺よくわかりません。説明してください。

○企画財政部長（須田一弘君） 県道のつけかえ工事等につきましては、昭和六十一年八月に市と会社の間で交わされました「行政経費の負担に関する確認書」ということに基づきまして、事業の実行主体は別府市でやるが、事業の費用については、新しいゴルフ場の事業主体となります株式会社の方で負担をするというような協定でございまして、それに基づきまして、実際の事業の進め方は、別府市の一般会計に県道つけかえ工事に伴う委託事業費というような項目を設けまして、これに伴う負担金は市の歳入の方、扇山ゴルフ場から負担金を市の歳入の方に入れまして、そしてこのゴルフ場のつけかえに伴います一般の事務費、さらには用地、国有林野でございましたので、国有林野の用地の買収費につきましては、その予算の中で市が直接買っております。さらに県道のいわゆる上の部分、道路の工事の部分については、これについてはちょうど高速道と県道とが交錯する部分等がありますので、事業の委託ということで県と道路公団に別府市の歳出の方から委託費ということで計上して、すべてこの一般会計の予算の中で賄っているというような状況でございます。

○四番（平野文活君） またよくわからなくなりましたね。今、事業主体は市だというような話がありましたけれども、県道の工事、なぜ市が事業主体なのですか。県が事業の主体ではないのですか。そして、市がそれに負担金を払うのではないのですか。そうではないのですかね。

（議長交代、議長首藤 正君 議長席に着く）

○企画財政部長（須田一弘君） 先ほど、協定書の中で言いましたのは、もろもろの事業の実行の手続き、いろんな手続きにおいては別府市が進めるというような中で、まず別府市の方が歳出予算を組みまして、いろいろな用地買収費、その他については別府市で行いましたが、県道の上物の工事そのものは県と、さらに関連する道路公団に委託して行った

ということでございます。

○四番（平野文活君）　ここでやり取りをしておっても、なかなか理解ができません。また私は一年生議員だからかもしれませんが、しかし、二十年前からの複雑な経過があれば、かなり多くの議員さんがその当時のことは実際議論に参加されてない方が多いのではないですか。したがって、私は、内田議員も言われましたけれども、調査会というのでもできるかできんかわかりませんが、少なくとも詳しい経過、それから協定とか書いているけれども、協定とは一体何か、どういう協定があったとか、それとか、二十年ぐらいたってようやくこういうふうな議案が出たわけだけでも、なぜそんな時間がかかったのか、何がその話ができなかった部分なのか。今回、話ができたといいわけだから、その協議の内容といたしますか、そういった点をきちんと整理をして資料もつけて、私は、委員会で審議する前に、やっぱりそれぞれの議員にその判断の材料としてそれを提供すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（須田一弘君）　ただいまの四番議員さんの御提言につきましては、ちょっと内部協議をさせていただきたいと思います。

○市長（井上信幸君）　このゴルフ場問題につきましては、大体四期議員さん以上の方は、概略流れを知っていらっしゃると思います。当時私も議員の一人でしたから、概略のことはわかりますけれども、市長になって初めて私もこの件について気がつきまして、ゴルフ場側から、こうこうこうで市に貸しがあるのだと、こういう話でした、「何がえ」と、こう。これから私も知ったわけでございまして、それから前の五十八年からこれはスタートしていたようでございますから、この移転問題につきましては、当時賛否両論が起きまして、それから脇屋市政時代にいろんな形の中でこれは流れてきたようでございます。ですから、この問題につきまして私も苦慮したわけでございますが、議会でも何人かの議員さんが「早く片づけんかや」と、こういうお話でしたから、十三年度からこれに着手しまして、よく調査の上、調査せんといかんよということで担当者に指示をし、この問題を解決すべく今日に至ったわけです。その間、担当者も大変な苦勞をしました、何せ二十年前の話でございますから。その時からスタートしたあらゆる入り組んだものやら法的な問題やら、いろいろクリアしなければならない問題がありまして、大変複雑な問題を解決しながら今日に至ったわけでございますから、この辺もひとつ皆様方の御理解をいただきたい。別に改めてまたあらゆる資料、古い資料から出して、そして話し合いをしながら、法的に問題がないか否かということも含めてこういう形になったわけでございます。

いずれにせよ市に貸しがあるということでございますので、市としてもこれはゴルフ場の方にお払いすべきはしなければならない、このようなことでございますから、具体的には今、担当部長また助役が申し上げたとおりでございます。

○四番（平野文活君）　ぜひこの資料を提供していただくように、重ねてお願いをしてお

きたいと思います。

次に、私も選管事務局長さんにお聞きをしたいというふうに思います。

私など、今家に帰ると時々後援会の内部資料といって市長候補とか県議に名を出している人とかというような後援会資料がポストに入っておりますね。これは、おらんからといって無差別に入れたのだなと思いながら見るのですが、そういう後援会なる資料を無差別に配布をするということについては、これは違反行為ではないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

各戸に無差別に配布するということですが、おおむね大量に不特定多数に配布をするということは、選挙運動にわたる場合が多いと聞いております。

○四番（平野文活君） それから、選挙になれば選挙事務所を開くわけですね。今の時点では単なる個人の事務所とか政党の事務所とか、いろんな形で準備はされているのだろーと思っておりますが、そういう選挙になれば選挙事務所になるであろう事務所がずっとできておりますですね。そうすると、選挙になる前から議員とか候補者などの名前入りの看板をでかかかと掲げる、こういう行為はいかがですか。違法ではありませんか。（発言する者あり）

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えをいたします。

事務所内に例えばそういったものを掲示してある、不特定多数でなく少数特定のものに見せるいわゆる文書図画に当たることですが、不特定多数でなく少数特定の屋内などについては問題はございませんが、屋外については問題があります。ただ、現時点での平時におけるところの文書図画についてでございますが、後援会連絡事務所、それから候補者のいわゆる立て看板でございますが、それぞれ十二面、六面と六面の十二面の表示が許可されておりますが、それ以外についてはおおむね禁じられておるような次第でございます。

○四番（平野文活君） その後援会連絡事務所などというのはステッカーが要るし、寸法が決まっております。そういうものはるかに越えた大きな名前入りの看板が出たりしておりますよ。その他もろもろ二十件ぐらいそういう注意を申し上げたというお話がございましたが、そういうことがあるのだろーと思っております。

そういう中で、ことさらこの議場で「日本共産党」と名指しをし、平野、野田両議員の名を挙げて特別ね、特別にこれは許せん、こういうふうに発言をされたわけでありまして、私どもが市内に張り出しているポスターというのは、六カ月前に張り出したものであります。しかも六カ月前に張り出したものであって、各家々のすべて了解をとって張り出しております。もちろん県の公営掲示板に掲示されているものも、県土木の許可をとって張り出しているものであります。それが古くなった、期限が過ぎている、そういうものが全部撤去されなければなりません。我々としては、どんどん新しいものと張りかえるようにというふうに新しいポスターを、おろして、党としても指示をしています。それが、たま

たまできてないというところも、先ほど指摘されたような場所もそうだったのでしょう。そういうちゃんと、いわゆる違法ポスターなどというものではありません。ちゃんと法的なことを踏まえて張り出しはしている。それが、期限が過ぎたやつが残っていると、こういうものでありまして、先ほど言ったようなさまざまな事前運動に当たるのではないかなというような、何と申しますか、事例もまま見られる、大いに自粛をすべきだと私も思います。そういう中でとりわけ議場を使って特定の政党候補者の名を挙げてやるというのは、何らかのやっぱり政治的な意図を持った発言だというふうに私は受け取ります。当然公営掲示板などに残っているやつは、直ちに撤去するように私からも党の方に強く要請をしたい、こう思いますし、古くなっているやつは新しい別のポスターと張りかえるように努力をしたいと思いますが、そのことを申し……（発言する者あり）、いやいや、新しい政党ポスターという、ちゃんと合法的なものに、そういうことを申し上げて、質問を終わります。

○一番（猿渡久子君） まず、介護保険の問題から質問をしたいと思います。

議第二十六号介護保険料を三千二百十二円から六十二円引き下げるという議案が出ておりますが、私ども、介護保険料をもっと安くできないかということで何度か質問をしてまいりましたので、今回この引き下げの案は大変うれしく、ありがたく思っております。全国各地で大幅な引き上げというところが相次いでいる中で、こういう引き下げというのは大変画期的なことだし、県下の十一市で言えば佐伯市に次いで二番目に安くなるということで、まずお礼を申し上げたいと思います。

しかしながら、その上で、（発言する者あり）その上で、私たちが主張してきましたのは四千五百万、先ほどの質疑でもありましたが、四千五百万近い四千四百五十万なりの基金がありますね。その基金を活用すればもっと安くできるのではないかとということで主張してきたのですが、今回のこの……（発言する者あり）四億四千五百万ですね、失礼しました。四億四千五百万の基金は、今回の計画としては活用しない、とっておくということでの引き下げ案なのですね。私がきょう言いたいのは、この四億五千万の基金を使えば、六十二円と言わずにもっと介護保険料が安くできるのではないかと、もっと引き下げるべきではないかということです。

保険料を決める根拠になっているワークシートをここにいただいています。これは各市町村から県に上げて国に上げる資料ですね。ワークシートをいただいていますけれども、この保険料を決める給付費の見込額ですね。まず、この三年間の十五年度、十六年度、十七年度の合計の給付見込額は幾らでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

ワークシート上での給付見込額で百九十四億二千四百万でございます。

○一番（猿渡久子君） この百九十四億二千四百万という額を適正な額だと考えていらっ

しゃいますか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 適正な額かという御質問でございますが、私どもとしては、一年間鋭意検討しまして、これが考えられた額でありますので、お尋ねであれば、適正な金額ということでお答えいたします。

○一番（猿渡久子君） 当然ですよ。それで、この百九十四億という給付費の見込額の計画に基金の取り崩し額というのではないのですよね。ゼロになっていますね。私が言いたいの、この計画に四億五千万ある基金を取り崩せば、もっと保険料は安くできるではないかということですね。特にこの中で保険料の収納率が九七％ということになっているのですが、一〇〇％というのは難しいとは思いますが、例えば日田市の場合は九九・二％の徴収率。私は日田市のワークシートも宇佐市のワークシートももらっていますけれども、それを見ますと、日田市の場合は九九・二％、宇佐市の場合は九八・八％という徴収率を見込んでいるのです。九七％という徴収率、九七％しか徴収できないということで保険料を決めたときには、その残りの三％分の保険料は、払う人にかかってきているわけでしょう。ですよ。あと一％でも二％でも徴収率を上げれば、みんなの保険料がもっと安く済むではないかということがあるわけですよ。何で九七％という徴収率、これは県下で一番低いですよ、低いという資料を以前にいただいたのですが、これだけ徴収率が低いかというと、やはり別府の市民の生活実態に対して保険料が高過ぎるということが言えると思うのです。生活が大変な中で、特に私以前に決算委員会で質問をしましたときにも、この滞納者の半数が第二段階の方というふうなことが、答弁があったのですけれども、やはり特に低所得者の方が保険料が払えない状況にあるということが言えると思うのです。ですから、やはり保険料をできるだけ、極力安く抑えてこの徴収率を上げるということが大事ではないかと思うのです。その九七％の徴収率をあと一％、例えば一％上げたら幾ら入るわけですか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 約三千二百万程度と考えております。

○一番（猿渡久子君） 九八％徴収した場合でもあと三千二百万入る。これが九九％と考えた場合には、三年間で六千四百万入るという計算になるわけですよ。そうなるとその分みんなの保険料が安くできるわけですよ。試算ですけれども、例えば四億四千五百万ある基金をすべて取り崩したと計算したときには幾ら安くできるのか。若干残したとして、例えば二億五千万を取り崩した場合にはどれぐらいの額が安くできるのか、ちょっと試算の額を教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

平成十五年から平成十七年までの三カ年の介護保険料に基金のうち二億五千万を取り崩し充当した場合には、改正案と比較しますと約九％、二百五十三円の引き下げとなり、全額四億五千万を取り崩して保険料に換算した場合には一七％で四百五十五円の引き下げと

なります。

○一番（猿渡久子君） 今の答弁で、二億五千万取り崩した場合、改正額から九％、二百五十三円の引き下げですね。ということは、現在の十四年度一期目の三千二百十二円から考えれば三百十五円安くなって、一一％安くできて二千八百九十七円になりますよということですね。四億五千万全部を取り崩した計算でいくと、三千二百十二円から四百五十五円安くできますよということですね。それならば、やはり基金を取り崩して極力保険料を安く抑えるべきだと思うのです。

福島市なんかは、第二段階の方あるいは第一段階の方の年金が少ない方、低所得の方の保険料を特に安く抑えているということもしているわけですが、そういうことも考えて極力安く抑えるべきだと思います。私はいろんな方のお話を伺いまして、保険料が高くて、自分は、元気な方なんかは八十歳になってもこれだけ元気で何もサービスを受けたことがないと。何にもサービスを受けなくても毎月毎月三千何ぼも介護保険料を取られて、もう保険料が高過ぎるわというふうに言われますし、また、ある方からは、保険料が高いから市役所に電話したのだわというふうな声も伺いました。私たちのアンケートでも、六八％の方が「保険料が高過ぎる。何とか抑えてもらいたい」という声が切実です。基金を取り崩して保険料を下げられないか、答弁をお願いします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護保険給付準備金基金につきましては、介護保険法の規定により設置が義務づけられているものでございますが、その目的は、市が行う介護保険にかかる保険給付に要する費用に不足が生じた場合、経済情勢の変動により介護保険にかかる財源が著しく不足する場合、大分県が設置する財政安定化基金からの貸付金を利用し償還する場合、このような場合の財源に充てるために設置し積み立てを行っているわけでございます。一方で、今回の次期介護保険料設定に当たり、その一部を取り崩し保険料部分に充当することも個々の自治体の判断により可能であるとの考え方が、国・県よりなされています。しかしながら、今回の第二期事業計画による介護サービス料の見込みに当たりまして、過大なサービス料を設定することは、いたずらに保険料負担額の増加を招いてしまいます。保険者である市といたしましては、現下の厳しい経済情勢の中、保険料の負担増は回避すべきものであるとの基本的な考え方から、これまでのサービス実績をベースに介護報酬の引き下げを加味し、約二〇％のサービスの伸びを見込んだぎりぎりの給付サービス料により次期保険料を設定したわけでございます。このような中で、今回の介護保険料の約二％の引き下げ改定案を提案させていただいたものでございます。

また、取り崩しにより保険料を下げた場合には、三年後の保険料見直し時には、着実なサービスの伸びが推測する中で、保険料の値上げは必至でございます。当然ながら保険者である市は、市民負担となる保険料につきまして、大幅な変動を生じさせることがないよ

う最大限配慮し、介護保険事業の安定した財政運営を行うべきであると考えておりますのでどうぞ御理解をいただきたいと考えております。

○一番（猿渡久子君） 今の答弁の中で、ちょっと誤解を招くような言い方があったかなと思うのですが、「基金は介護保険法の規定で設置が義務づけられている」という答弁だったのですが、介護保険法で基金を積み立てておかないといけないよということではありませんよね。そういう意味ではないですよ。そこはちょっと誤解を招く言い方かなと思ったのですが、今、課長が言われたのは、介護保険法の中で基金を使う場合には、こういう場合に使いなさいよということが言われているということで、基金を持っていないければいけませんよということではないのですよね。一部を取り崩して保険料に充てることも、国も県もやっていいですよというふうに言っていますし、例えば県下でも豊後高田市では、二百円の保険料引き下げの案が三月議会に提案されるということで、豊後高田市では一億円の基金を取り崩して二百円安くするという案を出してくるのですよね。保険料の負担増は絶対に回避すべきという考え方は、もう本当にそのとおりだと思いますし、ただ基金を取り崩した場合に、三年後の保険料の見直しのときには、また保険料を上げないといけなくなるという答弁だったのですが、それは違うと思うのですよ。基金を取り崩してしまって、なおかつ足りなくなってしまうと赤字になって、安定化基金から県に、市町村から出している県で積み立てている安定化基金から借りた場合には、借りた場合にはその分を返さないといけいから、その分また保険料が上がりますよということですよ。持っている基金を、今別府市が持っている四億五千万の基金を、例えばこの計画の中の財源として入れ込んで、保険料を安くして使ってしまったとしても、次の保険料が、三期目の保険料が上がることになるのですか。そのところを、ちょっと答弁をお願いします。

○介護保険課長（杉田 浩君） 現在の推移、第一期、第二期、当然三年後の第三期の推移というものを計算しますと、当然高齢者は年々ふえてまいります。それから需要も十二年より十三年、十三年よりも十四年と、需要も伸びています。だから非常に緩やかか急かは別として、右肩上がりの需要がございます。そうすると、二期のところでもし、もちろん一期のときに四億五千万の基金ができましたけれども、それを取り崩せばそのカーブ、緩やかなカーブを逆に下げるような状況になれば、今度は三期目に生じる部分のところにとどり着くのに、やはり急な上げ幅になると私は申し上げたわけで、もちろん今、議員が言いました、足りないときに県からの基金を借りて、補てんする場合にももちろんそれは上がる要因ではございますが、議員の言うそれだけということではなく、右肩上がりの要因を急にどこか一カ所で下げた場合には、次に来るところで急激な上げ幅になると私は御説明申し上げました。

○一番（猿渡久子君） 今市が出している計画でも、私はもちろんサービスを伸ばしていくということは非常に大事なことだと思っているのです。だけれども、今市が出している

計画でも、一期の決算見込みに対する伸び率としては一九％伸ばすのですよという計画を出してきたときに百九十四億という計画が出てきたわけですよ。だから、一九％伸ばした百九十四億という計画の財源として、一部基金を取り崩して財源に充てればいいではないですかということを行っているのですよ。計画、もちろんサービスはたくさん受けていただかないといけない。しかしながら、現状で声が上がっているのは、介護保険料を払うのが大変、なおかつそれに加えて利用料を払わないといけない。だから、利用料がなかなか払えないので思うようなサービスが十分受けられないということで、例えば週に二回も三回もデイケアを受けなさいよと言われていても、週に一回が精いっぱいですという現状があるわけだから、利用を伸ばすためにも負担を軽減させるということが大事でしょう。だから、極力財源を活用して保険料を抑えるべきではないですか。今、この市が言う計画でいうと、四億五千万はとったまま三年間持っておくということですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

先ほどは、ほめていただいてありがとうございました。介護保険の値上げにつきましては、今、課長が答弁したとおりでございます。私ども保険者としての市としては、目先の値下げよりも、将来的な介護保険事業の安定化を第一に考えておりますので、値下げについては六十二円で御理解を願いたいというふうに考えております。

○市長（井上信幸君） 今、部長、課長が説明いたしました。まさしくそのとおりでございます。私も一番議員さんの言われるように、してあげたい、本当は。してあげたいけれども、将来計画を見たときにやはり計画的な判断を求めなければなりません。また、ひとつこの間、わずかでございますが値下げできたということは、担当部課長初め担当職員が必死になってこれに携わったおかげでございます。この辺もひとつ御理解をいただきたい。

もう一つは、間違いなく少子・高齢化が進んでおります。もう高齢化率二四％を超えました。先般までは二三・七％でございました。少子化も毎年進んでおります。現在の中学生が三学年で二千三百数十人でございます。五年後には恐らく千八百台になるでしょう。こういうふうな社会現象の中で、やはり五年先、十年先を目標に置いて行政運営をしなければならない。そのためにも、ただことしよければいい、ことしその場をしのげばいいというような調子にはいかないと思うわけでありまして。こういうことも含めて、ひとつ一番議員にもお願いでございますが、あなたの言うとおりしてあげたいけれども、現実には難しい。そしてまた基金というものは何かということもひとつお考えいただきたい。こういうことで担当部課長初め職員が一生懸命頑張っている姿もひとつお認めいただきたい、このように思います。どうぞよろしく申し上げます。

○一番（猿渡久子君） 担当職員の皆さんが一生懸命頑張ってこういう引き下げの案を出してくださったということに対しては、十分わかっておりますし、一番最初にお礼を申し



上げたわけですがけれども、例えば日田市の場合だと、策定委員会に二つの案を出しているのです。基金を取り崩した場合にこの額の保険料になりますよ、取り崩さない場合にはこの額の保険料になりますよ、どっちの案で行きますかというふうに二案出して、策定委員会で、それならば取り崩して保険料を安く抑えましょうということで取り崩しの案に決めているのですね。そういう検討をしたのでしょうか。さっきの私が、四億五千万はとっておくままなのですか、どうなのですかという質問に対しての答弁がなかったのですが、三年後、三年間とっておいて三期目のときに使うということでしょうか。それともどういうことなのでしょうか。（発言する者あり）

○市長（井上信幸君） 現今の情勢から申し上げますと、部課長も答弁するわけですが、間違いなく扶助費が年々上がっているわけです。これは御存じだと思います。もうここ十数年上がりっ放しに上がっているのです。ですから、扶助費がものすごい、一般会計の中で占める比率が高くなっているわけです。これも、ひとつお考えいただかなければなりません。ですから、その基金も先ほど課長が申し上げたように、そういう面で使わせていただく、そういう面の緊急避難的に使わせてもらうこともありますよということを行っているわけでございます。この辺でひとつ十分に御理解をいただきたい、このように思います。

○一番（猿渡久子君） これは扶助費の話をしているわけではなくて、介護保険特別会計の中での話ですよ。先ほどの四億五千万のことについて、ちょっと答弁をお願いいたします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

まず、策定委員会の中で向こう三年間にどのくらいの事業をすればいいか、事業量をまず決めるのが一番でございました。そのためには各界各層の代表者二十二名から成る策定委員さんの御意見も伺い、また一般のアンケートもし、事業量を決定しました。そうする中にある程度の事業量、向こう三年間の事業量が決定しました。それに介護報酬がまだ国から決まってないときに、施設は下がり、在宅の方は上がる、イーブンぐらいで落ちつくだろうというような状況のもとで、当初そういう計算をして介護策定委員会の皆様にお示ししました。そういうときに、当初は現在の第一期の月額額とほぼ同額で行けるといようなことが、まず最初のスタートでございました。そういう中で月額を決めるときに、四億五千万をそのときに検討したのかどうかという御質問でございますが、最初に私が説明したように、基金はある程度赤字の補てんのためにという頭がございましたので、当初よりそういう向こう三年間の事業量に対して月額幾らかを決めるという姿勢で今回の保険料を策定させていただきました。

○一番（猿渡久子君） 赤字が出たときの補てんのためにということなのですが、赤字が出たときの補てんのためには、安定化基金があるのですよね。介護保険法では、そのために市町村がそれぞれ負担をして、県に安定化基金を拠出してためているわけでしょう。そ

れがたまって、余り使っているところが少ないから、今回安定化基金の拠出の額が下がったわけですね。ですから、介護保険法で言っているのは、赤字になったときにはそのために無利子で借りられる安定化基金を使ってください、使えばいいのですよということですね。それから、この調査会のときにいただいた資料の引き下げの要因の四番目としても、不足が生じた場合に給付費の準備基金で対応するというふうにあるのですが、このときは安定化基金で対応すべきであって、基金は引き下げに使うべきだと思います。今後、その点をぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 四億五千万の基金と大分県の財政安定化基金というのは、基金という名は一緒ですが、私のところの基金をもし議員のおっしゃるように使えば、さっき私が説明したように非常に上げ幅が第三次のときに上がると言いました。その理由ともう一つ、逆に例えば使ってしまうと、なおかつ足らんときには県の基金を借りればということですが、その基金を借りますと、向こう三年間に必ず介護保険料に上乘せをして返せるように、財源を上乘せして向こう三年間で返さなければいけません。そうすると、借りた金を返さなければ、それが一番いいのですが、借りた金は返しますので、必ず上げ幅が倍になるということになりますので、なるだけそういうよその金は借りたくないという気持ちでございます。

○一番（猿渡久子君） こればかりやっているわけにはいきませんので、堀田温泉の議案の質疑に移りたいと思います、二十七号議案。

これは先ほども質疑があったのですけれども、やはり温泉を守る会の方からも、この議会が始まる前、議案が提案をされる前にも、係争中だからこの議案の提案をしないでくれという申し入れがっておりますよ。にもかかわらずこの議案が出てきているのですが、やはり裁判にかけている、裁判の結果がどうなるかわからない、司法に委ねられているものに対して、これ、負けたときには一体どうするつもりでしょうか。今、裁判中のものに対してこういう議案を出してくるということ自体が、司法に対する冒とくだと思うのですけれども、負けた場合には、先ほども何か、そのときはそのときで対処するというふうな答弁がありました。どう対応するのか。そんなこと言ったって一体どうするつもりかというのがわからないのですけれども、負けたときはどうするおつもりでしょうか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

係争中であることで廃止をしないことが可能かどうかということで、私どもも内部でもるもる協議をさせていただきました。その理由は、私どもにとっては見当たりません。ということは、二十六番議員も午前中御質問がございましたが、私どもは、堀田温泉を住民の総意として現在建設中でございます。地元の説明会、もるもるの所定の手続きをとりまして、議会の議決も得まして、三億四千万という巨費を投じて堀田温泉を建設いたしております。確かに裁判になっているわけでございますが、原告団は五十名ということで、当

然堀田住民の一部ではございますが、総意として私どもは取り組んでいるというところでございます。

さらに、もろもろ東温泉につきまして検討いたしました、湯量の確保につきましては、午前中お話ししたとおりでございます。さらに、現在の堀田温泉は無料開放温泉ということでございますが、市の温泉でございまして、電気代、水道代、維持管理等々百万弱の支出をいたしております。したがって、堀田温泉、新しいところにさらに継続して廃止しないということになりますと、経費の負担増になる、当然税金のむだ遣いという批判を免れません。さらに新しい堀田温泉につきましては、住民の方が総意として入浴するということで経営計画、施設整備をいたしております。当然に収入減となりますので、経営が困難となります。さらに、地元住民の多くは、新しい温泉の完成を非常に待ち望んでおります。早期にオープンしていただくようにという要望もいただいております。そのようなことから私どもといたしましては、今回提案させていただいた、このような状況でございます。

○一番（猿渡久子君） 地元の総意、総意とおっしゃいますけれども、この温泉を守る会の方々は、二〇〇〇年から現在に至るまで、まず二〇〇〇年の段階で要望書、三百十名の署名を添えた要望書を提出して、その後も二千八百三十六名の請願書を提出して、二〇〇三年にも百九十七名――今回ですね――の請願書を提出する、あと陳情書、申入書、何度も提出をしたり、住民交渉も五回ほど持って繰り返しこの声を上げていっているわけです。そういう中で住民合意、住民合意と言うには、非常に無理があると思うのです。先ほどの質疑の中でも、お湯が足りない、東温泉のお湯をとめない、新しい温泉のお湯が足りないのだということを言われていましたが、これ、去年の十一月に地元へ市が説明会をしたときには、こんなことは言ってないのですよ。住民の方が、お湯はどうするのか、足りるのか、大丈夫なのかと言ったときには、これはよそから取るのだ、また泉源が別だから大丈夫なのだ、お湯は十分にあるというふうなことを言っているでしょう。そして、今になってこういう、東温泉のお湯をとめない、新しい温泉のお湯が足りないのだという話になるわけでしょうか。

○観光経済部長（池部 光君） 私どもといたしましては、先ほどから何度も申し上げますとおり、住民の要望を踏まえた中で別府八湯の活性化の一つとして堀田温泉を建設する。要望でございますが、もう数限りなくと申しますとあれですが、去年の近々では十四年二月四日に……、要望書をちょっと読ませていただきます。「早春の候、市長におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げますとともに、市民の負託にこたえて卓越したリーダーシップを発揮され、市勢の発展に御努力されていることに対し敬意を表します。また、このたびは、県道別府庄内線の拡幅工事に伴い、市営堀田温泉の移転新築について特段の御配慮をいただいておりますことについて、お礼を申し上げます。御案内のと

おり堀田温泉は古くから湯布院、日田方面へ向かう重要な交通の要衝の温泉場として栄え、また温泉は、現在は石垣線や富士見線の市有区営温泉の施設等に給湯する重要な泉源を要する別府八湯の一つであります。このため新しい温泉施設の建設に当たりましては、これまで市と地区との話し合いの場を設けていただき、その中で地区の総意として当堀田地区の活性化を図るため大型温泉施設の建設を要請したところであり、市におきましては、田園保養型温泉地として地区住民と観光客が触れ合うことのできる大型温泉施設を早急に建設していただきますよう、堀田地区自治会役員として重ねて要望いたします」ということで要請が来ております。

さらには、先ほど請願の話が出ましたが、十二年の第四回定例会におきましても、請願が出ていることは承知いたしております。同じような請願でございましたが、この場合におきましても否決というような状況で、今回さらに請願が出ている、もろもろの理由につきましては、繰り返しになりますので省略いたしますが、こういうことで私どもといたしましては、むしろ廃止、建設しないことの方が公益性に反する、このように認識いたしております。

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案及び請願を各常任委員会及び各特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することといたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案及び請願を各常任委員会及び特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分については、先ほどお手元に議案付託表を配付いたしましたので、これによって審査をお願いいたします。

なお、この際お諮りいたします。

会期日程では、五日は、本日に引き続き議案質疑となっておりますが、議案質疑は本日をもって終結いたしましたので、五日の議案質疑を取り消し、本会議を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、五日の議案質疑を取り消し、本会議を休会とすることに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。五日から六日までの二日間は本会議を休会とし、次の本会議は、七日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十七分 散会